

現在のところ望めない状態であります。かなりの人が流出して現在に至っているわけではありませんが、残つたものは美しい山河であります。美しい自然は山村に固有のものであり、どうしても維持していかなければなりません。しかし、美しい自然だけでは山村は生きていけません。地形的に見て企業誘致が困難であるならば、森林等の地域資源を最大限に活用し、林業だけでなく観光レクリエーション等、地域産業を複合的に組み合わせて町おこしを行っていく必要があると考えます。

その際、森林を初めとした多様な地域資源を有している、個々の資源や施設は小規模であるためにその運営がうまくいかない場合が多く、これをまとめて一体化し、地域全体がこれらの資源、施設の集積体として運営することにより多大な力を發揮するものと考えております。

早川町では、地域最大の資源である森林の中に、旧村一拠点づくりを合い言葉に拠点づくりを始めています。すなわち、歴史とロマンの里奈良田、森と湖の里雨畑の二つの戦略的拠点整備を行つとともに、これと並行して三つの宿泊拠点整備や四つのレクリエーション拠点整備を行うこととしております。これらの拠点と五つの山と渓谷とを合体させ、それらを結ぶ道路に「南アルプス街道」という愛称をつけるとともに、並木の植樹など修景を施すことにより、その沿線の快適性、機能性を高めることに工夫をしているところでございます。

また、町全体のイメージを確立するために看板、案内板の統一化を図つたりいたしておりまます。このうち奈良田の里においては、町の最奥部の集落で日本の十大秘境の一つに数えられ、南アルプスの登山基地でもあり、昭和三十年代電源開発により集落の大部分が湖底に沈み、残つた集落を維持することも難しいところでありましたが、昭和五十七年より山村振興事業を導入させていただき、森林の中に温泉浴棟、歴史民族資料館、特産品加工展示施設などを建設し、訪れる多くの人

に深い感銘を与えているところでございます。また、森と湖の里雨畑においては、地域活性化のために都市と山村の交流拠点となる施設を建設する形であります。以上が旧村一拠点整備の中の一つである森林レクリエーション基地としての環境を整えることとしており、緑のオーナー制度もともに、森林レクリエーション基地としての環境を整えることとしており、緑のオーナー制度もスタートをさせたところでございます。

以上が旧村一拠点整備の中の一つである森林レクリエーションの場についても言えます。訪れる人が再び訪ねたくなるような気持ちにさせるために、森林と調和した施設をまとまりのある森林の中に適切に配置し、その間を南アルプス連峰の美しい自然を見せるための登山道、遊歩道でつなぐなど、森林と施設を一体的かつ総合的に整備することとしているところでございます。

このたびの新法案は、保健休養の場としての森林利用に関し、単に都市住民の森林レクリエーションや休養のためにというだけでなく地域の活性化に向け、地域林業者の所得確保につながる森林資源の活用という点で極めて意義あるものと考えます。また、まとまりのある森林の中にできる限り自然の美しさを維持しつつ、必要な施設を有機的かつ計画的に配置するという法案の考え方には、まさに私どもがここ数年間かけて町づくりにかかわってきた実践手法そのものであります。この法律案を見て、これまで私どもが行ってきたささやかな営みが何か報われつつあるような気持ちになります。私はできることなら、この早川町全域をこの法案の対象区域にしていただけたらありがたいと思います。要件的に

ついでいこうという考え方でございます。

さらに、今回の法律案のメリットは、森林計画制度を手段として、このような森林利用について

国、都道府県、林業者が統一した考えのもとにま

とまって取り組むことができることにあり、しかもこのような取り組みは国なり県なりが地域の実情を把握し、それに沿つた形で進めるこにより初めて実効が上がるものと考えているところでございます。その際、地域の行政をあずかる町としては、地元林業者の総意を酌み上げ、調整し、それを地元の意向として県に的確に反映させることが重要と考え、またこのことは法案の運用面としても十分実施可能であると思うところでございます。

都市化が進展するに伴い、「水と緑と太陽」という過疎地の代名詞として多少自虐的に言われた自然環境地が今や都市生活にとって大変重要な資源になりつつあると認識をいたしております。しかし、地域の最大資源である森林を保健休養の場として利用する場合に、森林を訪れる人に森林内で利便性や快適性を味わってもらうためには、キャンプ場、レクリエーション施設などの整備は必須条件であります。

この場合、森林の持つ水源涵養、国土保全などの機能や自然の環境を維持するため森林の管理保全を図ることが必要だと思います。無秩序な森林の開発はこれら森林の有する諸機能の発揮を妨げるとともに、自然の持つよさが失われ、訪れる人も少なくなることから地域振興にも役立たないと考えます。やはり施設を整備する場合には、自然の利用と環境保全の調和を図りながら、ここ南アルプスの自然に親しみ、神の恵みを享受できるようになることが大事だと思います。

今回の法律案では、森林の保健休養機能を発揮させることを契機として、林業者みずからにより

地域の森林を維持管理していくという考え方があ

ります。その根底にあるものと理解しております。すなわち林業者が保健休養機能を発揮させるため自主的に計画を作成し、森林や施設の整備を行うことに

より、從来必ずしも管理が十分でなかつた森林も

含め、乱開発の抑止や森林の保全の実効性が高ま

るものと考えられます。

森林の管理保全は森林で生計を立て、山村の将来を身にしみて憂慮している地域の林業者自体が行つてこそ実があるものであります。本制度の運営に当たり、政府当局が以上の趣旨を積極的に普及・啓蒙し、指導されることを期待いたしているところでございます。また、このような森林や施設整備への取り組みについて、地域の自主性が基本にあるならば、地域の計画に賛同してくれる民間資本とも協調しながら整備が行つていただけると思います。

交通や情報伝達の発達した都市化社会における山村地域のあり方は、都市化社会に生活する人々が不可欠と感じつてある自然環境の重要な提供者として世の中に機能していくことであります。そ

のためには、都市住民に実際に山村を訪れてもらい、山村の実情やすばらしい自然に触れ、それらを十分に理解してもらうことが必要だと考えます。この都市住民の山村への来訪を契機として、単に都市住民が山村の自然環境を満喫するだけではなく、都市住民の考え方、物の見方を山村住民が摂取していくことが重要であります。このことに

より山村地域と都市との間には精神的な通帯が生まれ、山村地域が孤立せず外に向かつて発展できるための基盤が形成されると思います。

そのための方策として、私どもの町では都市と山村の交流事業も進めております。また、不特定の都市住民を対象とした特別町民制度を創設して、そういう事業も進めております。さらに、南アルプスの大自然に親しみ、神の恵みを享受できるようになることが大事だと思います。

山岳写真館を建設、このことにより本年より日本山岳写真コンテストを企画、多くの山岳写真爱好者の写真展示会を来年の春、東京で開催する計画をも進めているところでございます。そして、自然環境の情報発信基地として南アルプス邑・早川町をP.R.し、地域づくりと活性化を推進しているところでございます。

このような自然環境の提供者や情報発信基地としての早川町の役割をより発展させるために、提供の対象となる自然景観を一層充実し、訪れる都

ます。本法案は、私ども森林組合系統組織の強い要望を十分反映して提出されたものと理解しております。

最後に、今や地球的規模において森林の危機が叫ばれています。このようなことは国際的連帯において何としても回避し、世界の人類が生きる平和で永遠の地球としなければならないことは論をまたないところあります。貴重な森林資源をこうしたことから国土の緑資源を守る国民一人一人と心の触れ合い、人間関係の形成、次代を担う子供への教育効果、レクリエーション活動等、森林の保健休養施設の整備と利用は、山村、都市双方が最も要求してやまない願望しているものだと思います。両者の交流は心の豊かな人間の発達を促す上で大きな意義を持っていると思います。物の豊かさよりも心の豊かさを重視することが重要であります。

以上、森林組合系統における保健休養増進への取り組みの一端を述べさせていただきましたが、本法案の成立によって今後一層計画的かつ一体的な取り組みが可能となるものであります。終わりに、本法案の早期成立、早期施行を願つて私の意見といたします。

○委員長(仲川幸男君) どうもありがとうございました。

次に、半田参考人にお願いをいたします。

○参考人(半田良一君) 半田でございます。私は京都大学農学部で林業経済、林業経営等々の研究をしてまいりましたが、現在は岐阜県にあります

中京短期大学に勤務いたしております。

私は、五つの点にわたりまして意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず第一に、森林、林業、山村という三つの關係から見ましたこの保健機能が注目されるようになった背景でございます。世界的に森林の保全ということが注目されおりますが、森林は適度の利用活動を行うことによって保全の実が上がるものであります。ところで、その利用の内容というのは、経済の発展あるいは生活様式の変化に伴つ

て変わってまいっておりますが、大まかに申しますと、燃料利用から用材利用、そこへ近年アメニティの提供、この法律の言う保健機能と申しますのは、アメニティと同じ意味で考えておりま

す、と変わってきております。いずれにしましても、森林に対しましては生産力を高め、国民の求めめる福祉に役立てるという視点から適切な管理区

分を行って、その上で、保全の枠内で森林施設の内容を改善し高度化するということが基本的方向であると思います。

一方、山村の立場から申しますと、恵まれた森林を対象にした生産活動によって所得を上げるようなシステムをつくるということが活性化のポイントであります。生産活動の分野としましては、木材の販路を開拓すること、次にキノコなどの特用林産物を導入すること、第三に、森林の保健機能を生かしてレクリエーションの場を設定管理するということが重点であると思います。

第一番目に、保健機能の意義ないしはアメニティに対する需要の背景について申し上げます。以前は、人々はいわば身の回りの自然の中から無意識のうちにアメニティを享受して暮らしておりました。観光など意図的にアメニティを求めるという行為は特殊なことというふうに考えられておりました。しかし、経済が発展し大都市へ人口が集中し生活環境が悪化いたします。また、社会生活におけるいろんな緊張が激しくなります。総じて都市生活のひずみに伴つて、アメニティを日常生活の外部へ出て意図的に求めるような行動様式が一般化するようになってきましたと思いまます。その求める対象は、いわば人工的な都市空間の対極にある自然であります。そして森林といふことがあります。

しかし、そういう広域の森林景観の中の個々の森林あるいは森林園地につきましては、一定の公共的規制のもとで特定の保健機能を求める需要者、それと森林所有者が施設の整備等適正な森林施設を媒介として結び合いまして、機能の高い森林をつくり出して提供する、そういう関係の設定が可能であると思います。また、その試みが地域活性化の契機になつている事例は既に少なくないところであります。

次に三番目に、従来の山村振興策と特別措置法の施策との関係でございます。一九七〇年代から林業に関する諸施策は地域振興的な色彩を次第に濃くしております。その中に、森林の保健機能

の社会に不可欠の要素になつておりますし、今後ますますその重要性を増していくことと思われます。

もっとも、保健機能と申しましてもその具体的な内容はさまざまあります。森林に対して何を求めるかとともに、例えば利用者の年齢あるいは個人利用か集団利用かという利用形態によつて違います。しかし、森林は単に休息の場を提供するというだけではなく、大なり小なり活動の場あるいは創造の場という要素が求められていると思います。こういったニーズに対応するために

森林そのものだけでなく施設と一体化したものであることが望れます。

翻つて、自然ということについて若干申し述べたいと思います。学術的に価値が高い貴重な自然があります。例えば原生環境保全地域あるいは自然公園の特別保護地区等であります。これらは人為を加えずに将来に残すべきものであります。

したがつて、公共的管理のものに置く必要があるます。ここに言う保健機能の利用増進の対象からはこれは区別すべきものであります。さらに広域的な景觀としての自然を保全することも重要であります。こういった広域的な森林景観の保全もまた公共的管理の役割である。森林計画制度などが今後ともその役割を果たすことになると思いま

す。

しかし、そういう広域の森林景観の中の個々の森林あるいは森林園地につきましては、一定の公共的規制のもとで特定の保健機能を求める需要者、それと森林所有者が施設の整備等適正な森林施設を媒介として結び合いまして、機能の高い森林をつくり出して提供する、そういう関係の設定が可能であると思います。また、その試みが地域活性化の契機になつている事例は既に少なくないところであります。

そこで、この特別措置法の意義であります。これを総括的に次の三つの点で評価したいと考えております。

第一に、森林施設と施設整備の一體的な開発のための制度的受け皿を初めてつくり出していることとあります。第二に、森林所有者またはその委託を受けた市町村あるいは森林組合が所持する森林の保健機能の開発に能動的にアプローチできる枠組みをつくっていること

を利用して地域振興に結びつけようといった構想も見出されます。例えば第二次の林業構造改善事業に始まりました森林総合利用事業は代表例でありますし、山村振興事業の中でも森林を利用したレクリエーション開発は積極的に取り上げられております。

しかし、従来こうした施策は概して施設の整備が中心であります。修景施設といったこともありますが、それは施設の周囲のせいぜい数ヘクタールの単位の森林にとどまつておつたと思います。もちろん施設型のレクリエーション施設が山村振興の上で効果が大きいことはこれは事実であります。しかし森林を生かすことに力点を置き、森林をベースに置いて比較的小型の施設と有機的に結びつけるといったレクリエーションについて、例えばドイツなどに比べまして日本の場合には未発達であります。これを成功させる

ことにおいて保健機能は一段と増進することが期待されます。すなわち、森林所有者をパートナーとしてすることによってそういう施設と森林との一体的整備の受け皿をつくり出すということ、これがこの特別措置法の趣旨であると思います。したがつて、この法案は森林に対する国民のニーズに応応するという意味と、山村の地域振興に資するという意味との両方で時宜を得ているというふうに考えます。

そこで、この特別措置法の意義であります。これを総括的に次の三つの点で評価したいと考えております。

第一に、森林施設と施設整備の一體的な開発のための制度的受け皿を初めてつくり出していることとあります。第二に、森林所有者またはその委託を受けた市町村あるいは森林組合が所持する森林の保健機能の開発に能動的にアプローチできる枠組みをつくっていること

も、森林法に基づく監督権限を行使することによって臨機応変に規制を加えることができるという点であります。

以上のように、この法案の内容につきましては評価するものであります。ただ法律の運用に対しまして若干希望したい点がありますので、それを最後に、五番目に申し述べたいと思います。

その第一は、保健機能というものはそもそも精神的な価値でありますから、人によって評価のばらつきが大きい点であります。ですから、特定の森林の機能増進計画を樹立するに当たりまして、開発が保全かといった対立が超える可能性があります。ですから、計画を樹立する際には森林所有者だけでなく地元代表者、市町村、森林組合などの関係者が十分に話し合いまして、結びつくようないわば合意と協力に基づく推進体制をつくることが大切であります。言葉をかえれば地域ぐるみの取り組みを指導してほしいと思われます。都道府県もまた広域レベルでこの種の施設の適正な配置を保つよう常に目配りをして、計画策定段階から指導を行ってほしいと思います。

第二番目に、今申し述べたことと関連いたしますが、保健機能森林の運営主体としましては、市町村が直接当たる場合、森林組合が当たる場合、あるいは地域、例えは集落が当たる場合などが多く考えられます。しかしながら、例えは集落といふのは一般的には法人格を持つてないという限界があります。また、市町村は公共団体の性質として収益事業まで手を出しにくいといった限界もあります。したがって、そいつたいわば地域の管理の責任に当たる三つの集団がそれぞれの役割分担をしていくことが大切であると思います。いわば地域マネジメントのためのシステムの整備ということであります。

第三番目に、業者と同じようなやり方で保健機能の宣伝活動を行って客を集めようとしても、これはなかなか難しい点があると思います。それから、都市住民のニーズにうまく対応していくため

には、不特定多数の都市住民に対して情報活動を

するというよりも、むしろ特定の地域あるいはグループとの間で一種の縁組関係をつくるような形

がむだが少ないのではないかと思います。

今都市住民の間では、山村を理解し山村と交流しようというムードが着実に醸成されていると思

います。これをうまく引き出していくためには市町村や森林組合が窓口になり、例えば姉妹協定などを結んで各種のプロジェクトを持ちたいと思

います。こういった関係が成り立ちますと、保健機能というものの提供からさらに都市住民と山村住

民との人間的な相互理解に進み、両者の共存のき

ずなは強固になると思います。今のことと反面か

ら申しますと、一般的にリスクが大きいと言われるレクリエーション事業の需要面の基盤を安定

させ、また時には利用者側の注文をも取り入れま

して、保健機能提供の内容を一層高度化すること

ができることがあります。こういった山村と都市との結びつき、縁組に行政は積極的な支援をして

ほしいと思います。

最後に四番目に、現在一部のデベロッパーの間、また一部の自治体の間でも根強い観光開発期待のムードがある、これは事実であります。特に

総合保養地域整備法が施行されましてこの方政府の施策が全体として大型観光開発の推進にあるような受け取り方がされ、危機感と期待感とが交錯しているという世相であります。この法案によく読めば、こういった大型開発とは縁がなく、むしろそれを抑制する内容のものであるということ

はよくわかるわけであります。ただ保安林の伐採や林地開発の許可制が緩められてるという一

点をとらえて開発に道を開くものと早合点される

おそれも事実として存在すると思います。法のね

らいは、あくまでも森林の保健機能を地域振興に結びつけようとする地域住民の自発的な創意と努力、これをプロモートするということにあると考

えておりますが、その趣旨を政府レベルでも機会のあるごとに明確にし、いわば思惑による混乱を

引き起こすことのないよう注意をしていただき

たいというふうに思います。

以上、私の意見をつたないまとめ方であります。が、取りまとめて陳述させていただきました。總体的に申しまして、ただいま述べましたような理由から、この法案につきましては積極的に賛成するという立場でござります。

どうもありがとうございました。

○委員長(仲川幸男君) どうもありがとうございました。

以上で参考の方々の御意見の開陳は終わりました。

それでは、これより参考の方々に対して質疑を行います。

○上野雄文君 三人の参考人の先生方御苦労さまです。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○上野雄文君 三人の参考人の先生方御苦労さまです。

最初に早川町の辻町長さん、大変過疎地で御苦労をされておられることについて、私どももそういう

町村を抱えている地域でありますから、それなりにわかるような気がするわけであります。交通手段が欠落しているというか、余りよくないという状況下で、町長さん言われるような期待を持つことができるのかなというか、お話を承つていて、町長さんの熱意は本当に痛いほどわかるんですけれども、その辺は一体どういうふうにお考えですか、そんな気がいたしました。

それから、御期待されているような開発が、年間、現状一体どのくらい客の入り込みがおありになるのかというのがちょっととまづぶち当たった問題

といいますが、そんな気がいたしました。

それから、御期待されているような開発が、年間、現状一体どのくらい客の入り込みがおありにならぬかというのが、ちょっととあるいは私が聞き落としてしまったのかなと思いますが、その辺もお聞かせをいただければと思うのであります。

○上野雄文君 まさに、御期待されているような開発が、年間、現状一体どのくらい客の入り込みがおありにならぬかというのかなと思いますが、その辺もお聞かせをいただければと思います。

○委員長(仲川幸男君) それでは、まず辻参考人から。大変短い時間で時間帯を組んでおりますので、要領よくひとつお答え願えれば大変ありがた

いと思います。

○参考人(辻一幸君) 上野先生の御質問に対しても

お答えをさせていただきます。

まず、交通の不便なことはいろいろなことに付いて支障を来てないか、これから法律につい

をいただければありがたいというふうに思います。

それから半田先生、お話を承つております戦後の移り変わり、林業を取り巻く状況が非常に大変な変貌を遂げて、山村を理解し山村と交流はそれなりにわかりますが、どうなんでしょうか

か、こういった開発と林業とをマッチさせるといふのはどうしても私ども重なり合わない。そこへ保健機能という名前をつけて、都市と山村とのお互いの交流を図るというふうに言われましても、何かもう一つひとことないというのが私の感じなんですが、どうぞよろしくお願いします。

うのはどうしても私ども重なり合わない。そこへ保健機能という名前をつけて、都市と山村とのお互いの交流を図るというふうに言われましても、何かもう一つひとことないというのが私の感じなんですが、どうぞよろしくお願いします。

うのはどうしても私ども重なり合わない。そこへ保健機能といふのは、私が要約されたところしか読むことができなかつたんですけど、それでもやはり林業を守らうという視点ですと御活躍されてきたんだなというのはわかるわけであります。そういうものとどうマッチさせるのがなとうのをもう一つお話ししただければ大変ありがたいうふうに思います。

それから森連のお立場で、休眠組合が物すごく多いではないかというような批判のある中で、皆さんも御苦労されていることについてはわかります。それが、民間デベロッパーが入ってきてきやつて森林組合のコントロールというものがきやつて森林組合のコントロールといふのがきやつのかなといふのが、何といつたつて向こうは金もうけ最優先ではないかなという気がするわけであります。そういうものなんかについて森林組合としてどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、その辺の具体的な取り組みのことなどについてお聞かせをいただければありがたいなというふうに思います。

うのなんかについて森林組合としてどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、その辺の具体的な取り組みのことなどについてお聞かせをいただければありがたいなというふうに思います。

○参考人(辻一幸君) 上野先生の御質問に対してもお答えをさせていただきます。

まず、交通の不便なことはいろいろなことに付いて支障を来てないか、これから法律につい

ての設定についても地域開発について問題はないかという御質問だったと思いませんけれども、先ほど申し上げましたように、実は私どもの町はJRの駅もありませんし、通つてもおりませんし、なお国道沿いの地域でもございません。もう少し詳しく申し上げますと、日蓮宗の身延山の身延町という町がありますけれども、その町の西北の位置に存在をします。南アルプスの大きな三つの山系の中の二つに挟まれたという地域でございますが、JRでは身延線の身延の駅から約四十分ぐらいで町へ入りますし、国道は清水、長野へつながる五十号線から約十分ぐらいで町の入り口に入るようなこういう地域でございまして、町の中は、大変大きな町ですけれども、ただ一つ県道一百二十号線、先ほど南アルプス街道という愛称を町でつけて、道路の整備に、また愛称に沿った景観づくりを進めているわけであります。唯一の幹線道路は、町の中はまだそれだけでございます。

先ほどのお話をございますけれども、地域の住民が生活をしていく上には大変交通的にも不便で、例えば県都があります、工場地帯のある甲府盆地を中心として、そこへ住民が地元に根をおろしながら通えるかというととても通えるような地理的位置でもございませんだけに、交通が不便なことは地域の住民にとっては大変生活をしていくことによつて、大勢の人たちが地域へ入つてくるということに対しては支障を来していないような気がいたします。実は東京からも中央道を使いますと一時間半で私どもの町へは大勢の人たちが入つてきますし、そういう点では支障を来しません。生活をしていく上には困難ですけれども、その生活に役立てるための地域振興を進めていく上には、交通のことは障害にならないと思います。

なお、旧村一拠点づくりというのは、わざかま

だ十年、町の主体的な施策としてこれらの施策を進めてきてはいるわけありますけれども、まだ十一年たっておりません。おかげさまでこれらの整備が着々とされまして、大体年に二割ぐらいの入り込みが現在のところふえているところでございます。ことしの推定も約四十万を下らないだろうと。それしかも、東京を中心とした、あるいは静岡県を中心としたこういう地域からの入り込みの皆さん方が大勢入つてくれておりますし、森林の保健機能の活用制度によって、より一層森林の高度活用をしていくことによって大勢の人たちの入り込みが私どもの地域は期待できる、こういうことが言えると思います。

なお、開発についてでございますが、私どもの町は大きなデベロッパーも入つておりませんし、今まで地域づくりを進めてくれるのは行政主導型、行政主導型で諸施策を進めてきております。山村振興事業だと、あるいは新林業構造改善事業などがあるいは農村整備事業だと、こういう制度を過疎克服のために、脱却のために導入しながら、すべて町が行政主導で森林組合とかあるいは農協とか、こういう団体と提携をしながら地域の自然にマッチした振興事業を進めてきているということであります。今後もやはりこういう姿勢は崩したことなく、町の考え方でございます。

なお、今回の法案は、そういう大型の開発については相当規制をも加えていき、行政が監督をして、こんなように感じているところでございまして、こんなふうに理解しております。

○参考人(山本博人君) 先生からのお尋ねの件で第一点、休眠組合も多いがということでございましたけれども、私どもとしましては、新運動として「森林と人いきいき運動」というものを平成二年度から実施するというその中で、森林組合の合併についても推進をしているのが現状でございます。

お尋ねの民間資本との提携でコントロールができるのかということでお尋ねの件でござりますけれども、要はその計画そのものと提携関係、そういうものが適切であるかどうか、それからやはり企業そのものが森林管理をきちっとしていくだけ、それから保全をきちっとしていたらどうかということが大切じゃないかというように考えておるわけでございます。そういう意味で、私ども森林組合としましては適切な指導をしていきたい、かように思つております。

でもあります。

以上でございます。

○上野雄文君 町長さんの話は、四十万人入られると相当な数だと思いますが、行政主導型ですとおやりになつてこられたというお話を、その蓄積は大変なものだつたろうというふうに一般的に想像できるんですが、自主的におやりになるというのを行政主導型というと、町側の主張というのがかなり強くなつてくると思うんですが、今までも開発してみたいなどいうふうにお申し出といふことは、これは大変大切なことであつて、その一環としてこのような保健機能の利用開発といふことも大切なことであるかと思います。

ただ、保健機能の利用開発ということは、薪炭の生産等々と違いまして、わが人が主体になつて、つまり主体になつてそれを計画し実行していく人といふことも大変大事なことだと思います。そういう人づくりということが重要なわけですが、現実にはかなりの地域でそういう人が育つてきているというふうに理解しております。

○参考人(山本博人君) 先生からのお尋ねの件で第一点、休眠組合も多いがということでございましたけれども、私どもとしましては、新運動として「森林と人いきいき運動」というものを平成二年度から実施するというその中で、森林組合の合併についても推進をしているのが現状でございます。

お尋ねの民間資本との提携でコントロールができるのかということでお尋ねの件でござりますけれども、要はその計画そのものと提携関係、そういうものが適切であるかどうか、それは地域の実情によつて異なつてくるのではないかだろかということがあります。一概には言えないとお尋ねの件でござりますけれども、要はその計画そのものと提携関係、そういうものが適切であるかどうか、それからやはり企業そのものが森林管理をきちっとしていくだけ、それから保全をきちっとしていたらどうかということが大切じゃないかというふうに考えておるわけでございます。そういう意味で、私ども森林組合としましては適切な指導をしていきたい、かのように思つております。

○上野雄文君 今ちょっとゴルフ場というお話を出したりしたんです。今度の場合は、そういうものについての想定というのはできないのだというふうに我々聞かされているんですが、それ以外のものとすればどんなものが考えられて、そして町にこんなに貢献してもらえるというふうな、何か計画されているといいますか、そんなものがあつたら教えていただければと思いますが。

○参考人(辻一幸君) 民間のデベロッパーが私たちの町をどういうように開発していきたいと考えているかということについては、私どもそういう立場ではありませんので判断がつきませんけれども、きょうまで全くそういう形の開発というものは私どもの町ではなされてはきていませんでした。ということは、大変自然が厳しくて、そして例えば富士山ろくとか、山梨県にありますように清里の山ろくとか、ああいう山ろくとは私たちの町や南アルプスの地形というのは全く違うものがあります。それだけに、なお過疎へ拍車がかかり、例えば林業振興だとか、そういう自然の振興の形というのがおくれて今日に至っているわけでありまして、よそから見た目でどういう開発をしたいかということは私どもは想像はつきませんけれども、少なくとも住民主体の、行政主体の中での過疎脱却と地域振興、村おこし等の観点から、森林を活用した保健休養の地域開発を進めていくことが町づくりとしてベターではないかといふことを町の長期計画でも、今までの地域振興でも取り入れさせてもらってきたという考え方でございます。

以上です。

○村沢牧君 私、長野県の社会党の村沢牧です。きょうは参考人の皆さん御苦労さんでした。

町長さん、最初に簡単に聞きしますけれども、中央道ができる近くなったと、やがて高規格幹線道の中部横断道路、これも関係していますか。

○参考人(辻一幸君) はい。

○村沢牧君 そうですか。わかりました。そして今まで開発をされておらなかつたけれども、やっぱりこれから将来が展望されてくる地域ではないかというふうに思っています。

そこで、町長さんの御意見の中で民間資本とともにやりになることができるというお話をあつたんですが、こういう事業に町長さんは町全体でひとつ取り組みたいというようなお話もあつたんですが、それはこの基準と照らし合わせてど

ういうふうになるかは別問題といたしまして、そういう事業をやる場合においては町としてやるのかあるいは森林組合にやらせるのか。森林所有者といったって個々の森林所有者なんですから、自分でできないことがたくさんありますね。あるいはまた、そうした資本を導入してやるのか。施行主体はおやりになるとすればどこに考えている

ういうふうになるかは別問題といたしまして、そういう事業をやる場合においては町としてやるのかあるいは森林組合にやらせるのか。森林所有者といったって個々の森林所有者なんですから、自分でできないことがたくさんありますね。あるいはまた、そうした資本を導入してやるのか。施行主体はおやりになるとすればどこに考えている

接私どもは聞いていないところが現在の実情でございます。

○村沢牧君 山本さんにお伺いしたいんですけど、森林組合は今まで森林の保育増進のために、植林をしてあるいは保安林解除なども、特に保安林にしてあるいは保安林解除にしても努力をしておるんですが、保健施設を取り入れる場合、今法律そのものには書いてないけれども、省令として

技術的基準だと面積だと規定をするようですけれども、果たして今までやつてきた造林だとか造林組合というものができましてからずっと携わっておるわけでございます。そういう中で今回日も早い実現を町を挙げて期待しているところでござります。

なお、これらの施策についての運営でありますけれども、現在まで進めてきた施策につきましては町が直接運営している施設もありますし、あるいは地元の運営協議会への運営をゆだねながら委託管理をしていただいている施設もありますけれども、少くとも町づくりに理解を示していた

ういう運営方法をとっているところであります。

なお、民間資本をということを申し上げましたけれども、少くとも町づくりに理解を示していた

ういう運営方法をとっているところであります。

それと同時に、今上野さんからもお話をあつた

になるというふうに思いますので、そのところは村沢先生の御指摘のとおりと思います。

それから二番目の保安林の件であります。保安林にもこれはいろいろございまして、例えば土砂崩壊防止林などのようにどうしてもその局部に森林がなければ困るというふうなものがござります。しかし一方、水源涵養保安林のようにかなり包括的に広い範囲が指定されまして、そしてその施業要件などにつきましても特に伐採地を指定しないというふうな森林も相当大きいわけでござります。そういうふうな森林も相当大きな規制ということと同時に、それよりもむしろ森林所有者の内部的な計画的な施業の中で、そういう保全効果が發揮されるということがむしろ望ましいことであるうと思ひます。今回の保健機能増進計画というのがそういうふうな内部的な自立といふことへの一步接近になるというふうに期待をしているわけでございます。

技術基準につきましては、私必ずしも専門ではございませんが、私もよく尊敬しております多くの方の林学関係の研究者が相談をしましたものに基づいて基準が決められておりますので、この点は信頼してよいかと考えております。

○大塚清次郎君 ただいま、先ほどの参考人御三の方の陳述を要約いたしますれば、やっぱり国民的な森林に求めるニーズの多様化、高まり、それにこたえようとして、今回の行政的手法によりますソフトウエアを新たに構築するという意図のもとに立法されておる、非常に時宜にかなつておるという御評価を得ておりますけれども、問題はソフトウエアと一体であるべき具体的に行われるハド面、これを本当に立法の意図のとおりに持つていくためにはいろいろな難しさがあると思うんです。ですから、立法の中身からは少し外れてしまりますけれども、ひとつ非常な経験、学識ともに豊かな方々ばかりですから、一点ずつ三人の参考の方にお伺いをいたしたいと思います。

町長さんでございますが、実は非常に私もまだは

つきりしませんのは、ばかり申し上げまして、御経験からして収益事業を行わない、公営ですが、公が手を染めてやる。それから森林組合等のいわゆる非常に森林というものにかかわりの深い団体導入してみる。いわゆる民活という形を取り入れます。そういうものが事業によって、その中の施設によって、あるいは関連事業によって仕分けされていかなきゃならぬ、あるいはまた第三セクター方式でアロケーションしていくということについて、どういう方向になるだろうかということを経験からひとつお教えをいただきたい、お考えをお聞きしたいと、いうのが辻参考人に対する御質問でございます。

それから、全総連の方にお伺いいたしたいわけです。山本さんにお伺いいたしたいのは、森林組合のこの法律ができますと、その法律の枠内で総量規制あるいは技術基準、この二つの相異なる条件の中にこれを調整すべき主体的な扱い手の役割を森林組合が背負つていかざるを得ないわけですね。そうなった場合のいわゆる不在村地主とのかかり合いをどうまとめていくか。それからさらに、今度は利用者として員外の方がどんどん入ってくる。これとのいわゆる施設をうまく利用していくためにはやっぱり調和、一体的なつながり、これが連帯ができるこなきゃならぬと思うんで

す。そうした場合、現在の、率直に申し上げまして森林組合の方の中でのことで、そういうことが経済事業まで含めてやれるかどうか。実は森林組合の枠の中でやれるのか、もう少しこれはひとつ法律でも改正して基礎強化をしてもらいたいとのことです。

○委員長(仲川幸男君) 大変重ねて恐縮でござりますけれども、質疑の要点は参考人皆おわかりでございますので、ひとつ時間帯もございますのでエキスのところでお答えを願いたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

○参考人(辻一幸君) 大塚先生の御質問でございます。それは、最後に半田先生にお伺いをいたしました。あるいは財政基盤をどうするのかということについて、要望があればこの際伺っておきたいと思います。

その中で、いわゆる望むべくんば不特定多数を

客体にしたそういう保健機能施設じゃなくて、でき得ればいわゆる特定地域あるいは特定団体とのコンビネーションを強くつけていった方が成功率が高いであろうし、また立法の趣旨にも沿うんじゃないかという、まさにユニークな御発言があつたわけでございます。私もそうだと思いますが、往々にして姉妹都市等を見てみますと、どうもどういうわけか一過性のものになってしまいます。

ある特定のところと奥深く限定して強い結びつきをつくりますとそれが永続的に、発展的に広がっていけば非常にいいわけでございますけれども、その中で残つていくのは何割かしかないというようなことで、結局はそくなつてはいかぬので、不特定多数を求めていくということにまた展開していくかなきゃならぬような今までのなにがあるわけでございますね。

例えば、今リゾート開発で問われております例の休養施設の利用等につきましても非常に大きなものはできたけれども利用効率が悪いとか、あるいは本当に意図された方向で利用されていないといったようなことが、このリゾートの非常ななかから数多く出でるような気がするわけですね。その点うまくいけばいいんですけども、ちょっと懸念がございますので、その点につきましてお考えをお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○委員長(仲川幸男君) 大変重ねて恐縮でござりますけれども、質疑の要点は参考人皆おわかりでございますので、ひとつ時間帯もございますのでエキスのところでお答えを願いたいと思います。

それから、最後に半田先生にお伺いをいたしました。あるいは財政基盤をどうするのかということについて、要望があればこの際伺っておきたいと思います。

それから、やはり地域振興を、いわば村おこしを行政主

導型でということで、旧六カ村一拠点を行政主導

型で住民参加の中ですべて上げていこうということが、当面の町づくりの目標になって、いるところでございます。そして、先ほど申し上げました民族資料館だとか、あるいは温泉浴棟だとか、あるいは住民の創作を舞台にした秘境奈良田の里なんかも、やはり周りの森林となおかつ環境を利用し

て大勢の人たちに利用していただこうということできょうまで組み立ててきたものでありますけれども、実はこれらの運営につきましては、町で、行政で財団をつくりまして、南アルプスふるさと活性化財団という財団を設立いたしまして、そして財団へ町から委託をしながら管理運営をしていくというのが奈良田の里の姿であります。

なお、森と湖の里で森林を主体とした休養施設であります、町営の宿泊施設並びにキャンプ場、遊歩道、滝の景観の周りの修景事業とか、こういったものをやはり一拠点の中でつくつておるわけでありますけれども、これは地元の財産部を主体として地元へ森と湖の里雨畑の運営協議会といふものを設立いたしまして、そしてその運営協議会で自主的に運営管理できるように町から委託をしながら、それらの管理施設を運営しているというところで、地元の官民一体となつた運営の仕方を今進めているというところでござります。

○参考人(山本博人君) 先生から不在村地主についての御指摘がございましたけれども、実は平成元年度から森林組合系統の中であるさて森林活性化対策事業というのを行いまして、この中で不在村地主との接触を重ねまして、やはり森林の適正な管理、これを行うために現在努力をしている最中でござります。

それから、第二点の森林組合の事業でございまして、御案内のとおり、森林組合の事業にすけれども、御案内のとおり、森林組合の事業には必須事業と任意事業という形で二通りございまして、その中で森林保健機能増進事業というのがございます。その範疇の中で現在事業を森林組合がみずから行っているケースはござります。

それから、助成についてでござりますけれども

も、補助金の根拠規定のようなものは最近の立法例では置かないようになつてゐるよう聞いております。しかし、やはり助成措置につきましては予算で確保できれば十分であり、当局にこの予算を要求する次第でござります。ひとつよろしくどうぞ。

卷之三

ございますが、一般的に申しますと、これはそれぞれの土地の立地条件なり、あるいはその管理運営主体の力量なりによって異なることはないかと思つております。

今お話を聞きまして、私近畿地方の四つのことを思い浮かべましたが、一つの例として、大阪の高槻市に森林環境センターといふのがございます。それから兵庫県の神崎町にグリーンエコー笠形というものがございます。これは市、町が中心になりまして不特定多数を相手にして相当の成果を上げております。それに対しまして、和歌山県の花園村といふのが大阪の守口市と提携をいたしまして、これは山村振興法による山村・都市共同事業をやつております。それから、兵庫県の波賀町のこれは一つの原といふ部落でございますが、これが高砂市との間で姉妹提携をやつて成果を上げております。

ですから、そういう意味ではケース・バイ・ケースだと思いますが、いずれかといえば、そういった奥地の情報を恵まれない山村の場合にはどこか縁組の相手を求める方がいいのではないか、そういう趣旨で申し上げました。

○大塚清次郎君　ありがとうございました。

○猪熊重二君　公明党の猪熊と申します。本日はどうも御苦労さまでした。時間が十分しかありませんので簡単に質問させていただきます。

まず、辻参考人にお伺いしますが、今早川町長さんとして森林の利用、活用にいろいろ御努力になつておられるという話を伺いして大変すばらしいことだと思います。ただ、今回の法律が通つた場合に町長さんは、これでさらに飛躍的に今の

それから次に、山本参考人にお伺いします。
先ほどお話をございましたが、現行法でも、森林組合法によれば、九条二項八号には「組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設」これを組合が組合の業務としてやることができるんだ。こういう規定になつておりますて、今ここで時間がありませんから具体的にこれがどうなつておりますかといふことはお伺いしませんが、この森林組合法の規定に比較して、今回の法改正によってさらには森林の保健機能が増進するんだとお考えだとすれば、それはどういうふうな観点からそうお考えなんだらうか。というのは今町長さんにもお伺いしましたが、森林組合が果たして森林所有者にどう

ふうにやつていくんだというふうなことになつたら、むしろ今の地方自治体としていろいろおやぢになつてることにかえつて支障を来すようなことはないんだろうか。私は私でやる、町は町でやつてくれ、こういうことになつたら今よりもかえつて不便に、不便というか、今よりも本当の森林の利用、保健機能のための利用ということについて支障を来すようなことになる可能性はないんだろうか、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

言葉をかえて申し上げれば、町内の森林所有者に対する自治体としての町の関与といふか、統制といふか言葉は適当でないすけれども、その辺はどうのようにお考えなんだらうか、この点をお伺いしたいと思います。

いは逆に森林所有者がこの認定を受けた計画を何人かでまとめてそのまま民間大企業を持っていたら、そのまま大企業の乱開発のところにいく可能性というものはどうなんだろうという点についての先生の、要するに運営主体についての御見解をもう一度お伺いしたい。

それから、三点目に先生に対してお伺いしたいのは、この法案が通りますと、実質的に保安林の解除じゃないでけれども、解除と実質的に同じような効果が生ずるおそれがある。そうした場合に、現行の保安林解除の要件というものは、こういうふうなものによることではなくてもう少し公益的な問題による保安林の解除というふうなことになつておるわけですが、現行の保安林の解除

それから第二点目には、先ほどから村沢先生やあるいは上野先生からもお話しありましたけれども、先生がお考えになつておられる運営主体といふのは、私も非常にすばらしいことだと思うんです。しかし、今辻参考人の際にも申し上げましたように、この法案は事業主体等については何らの規定もしておらないんです。

要するに森林所有者が自己の森林の保健機能増進計画の認定を受けることができるということが書いてあるだけであつて、その認定を受けた実際の施業を、開発計画を実際にだれがどう担当するかということについてはこの法案は何も書いてない。ですから、先生が町も一緒にやろうと、森林組合も一緒にやろうと、地域と一緒にやろうと、私はそういう形でいけばこれは非常に立派な法案だと思うんですが、そうななるかもしないし、あ

していくことができる、こういうふうに考えております。
○参考人(山本博人君) 森林組合法におきましては、森林総合利用については規定してあることは、先生のおっしゃるとおりでございます。ただ、今回の法案について私どもが評価している点は、森林の保健機能の増進、これは森林計画制度の一環として位置づけられているということがまず第一に評価している点でございます。森林組合というのは、山の守りとして、山を守るということを自負しておるわけでございます。そういうわけで計画的なこの推進の手立てというものが森林計画制度である、かように思っております。
それから第二点は、森林の保全について適切な

林所有者が林業に対する活性化に対する意欲といふものを町の、行政の最前線であるその地域の自治体が示してやることはできるような気がいたします。今は森林の所有者というものは林業では食べていいませんのですから、やはり山へのあきらめの気持ちの中で山を見捨てていることがあるわけでありますけれども、十分その保健活用機能によつて林業がもう一度見直されるところへきているのじゃないか、そして町の行政の立場としてそのことを地元の林業業者にこの法律をもとにしながら訴え、なおその活性化のための計画、利潤の拡大、林業所有者の拡大を図るための方向づけというものを十分してやることができるんじやないだろうか、こういう考え方のもとに立つて保健機能の制度を導入しながら町の活性化の計画を、ビジョンを練つて、なお所有者に協力を呼びかけ

ただの、言葉は先ほど申し上げたように適当じゃありませんけれども、統制というか、関与といふことができるというふうにお考えなんだろうか、これを伺いたい。

それから、半田参考人に對してお伺いしたいのは、本法によると森林のいわゆる企業による大規模乱開発のようなものが防止されると考えられる、こういうお話をなんでその根拠をお伺いした規定もしておらないんです。

それから第二点目に、先ほどから村沢先生やあるいは上野先生からもお話しありましたけれども、先生がお考えになつておられる運営主体といふのは、私も非常にすばらしいことだと思うんです。しかし、今辻参考人の際にも申し上げましたように、この法案は事業主体等については何らの規定もしておらないんです。

要するに森林所有者が自己の森林の保健機能増進計画の認定を受けることができるということが書いてあるだけであって、その認定を受けた実際の施業を、開発計画を実際にだれがどう担当するかということについてはこの法案は何も書いてない。ですから、先生が町も一緒にやろうと、森林組合も一緒にやろうと、地域で一緒にやろうと、私はそういう形でいけばこれは非常に立派な法案だと思うんですが、そうなるかもしれないし、あるいは逆に森林所有者がこの認定を受けた計画を何人かでまとめてそのまま民間大企業に持つていったら、そのまま大企業の乱開発のところにいく可能性というものはどうなんだろうという点についての先生の、要するに運営主体についての御見解をもう一度お伺いしたい。

それから、三点目に先生に対してもお伺いしたいのは、この法案が通りますと、実質的に保安林の解除じゃないですかと、解除と実質的に同じような効果が生ずるおそれがある。そうした場合に、現行の保安林解除の要件というものは、こういうふうなものによることではなくても少し公益的な問題による保安林の解除というふうなことになつておるわけですが、現行の保安林の解除

もしくは開発許可。これの要件と全く異質なことが発生するというか、結果する可能性が非常に多いと思いますが、これについての御意見はいかがでしょうか。

以上、申しわけありません、なるべく短い時間でお答えいただいて終わります。

○参考人(辻一幸君) 猪熊先生の御質問でございますけれども、私はこの法律によつて今地域の森林所有者が林業に対する活性化に対する意欲と、いうものを町の、行政の最前線であるその地域の自治体が示してやることはできるような気がいたします。今は林業の所有者というのは林業では食べていけませんものですから、やはり山へのあきらめの気持ちの中で山を見捨てていることがあるわけでありますけれども、十分その保健活用機能によって林業がもう一度見直されるところへきているのじゃないか、そして町の行政の立場としてそのことを地元の林業者にこの法律をもとにしながら訴え、なおその活性化のための計画、利潤の拡大、林業所有者の拡大を図るための方向づけというものを十分してやることができるんじやないだろか、こういう考え方のもとに立つて保健機能の制度を導入しながら町の活性化の計画を、ビジョンを練つて、なお所有者に協力を呼びかけていくことができる、こういうふうに考えております。

配慮が払われていいということは、総量規制とかそれから技術基準、こういう考え方方が今までにはなかつた画期的なことではあるのじやないだろかといふことが考えられるわけでございます。

それから第三点は、先ほど参考人としての意見を述べた中にござりますけれども、やはり今まで私たちが総合利用を林業構造改善事業でやつて、やはり多くの都市住民に利用していただきまして、やはり多くの都市住民に利用してございます。こういふものが明記されているということが今回の法案で評価すべきことじやないか、かよううに考えておる次第でございます。

それから、森林所有者を統制できるとか関与とかいうことでござりますけれども、先生も御案内のとおり、森林組合というのは組合員の共同組織でございまして、統制力とかそういうものを持つのじやなくてみんなで相談して民主的に解決をしていくというのを基本にしておりますので、そういう中で、地方の行政または國の行政の御指導をいただきまして対処していきたい、かよううに思つております。

○参考人(半田良一君) 猪熊先生の御指摘の第一点であります。私は乱開発というのは一般的に言えど森林の土質を変更するような大型開発といふように考えております。それと対照いたしまして、この法律の場合にはいわば森林状態のままでそれを整備していくということでありますので、むしろそういう森林状態のままでその機能を増進するということが、かえつていわば低利用の状態にある場合に比べて、外部からのそないつた大型開発は防止できるということであらうかと考えます。

それから第二点につきましては、森林所有者が森林に関する権限を持っておりますので、やはり森林所有者の立てる森林施設計画という形をとることはこれはやむを得ないと思ひます。しかしながら、もしもそないつた森林所有者が先生の御懸念のような事態、外部のデベロッパーにその森林の運営を任せるとどうふうな場合が起こります。

も、それは都道府県知事の認定という形で十分チェックできることであらうかと思ひますし、一般的にはそのような事態は山村社会の実態から見えて起り得ないんじやないかといふうに思ひます。

それから第三番目の保安林の解除でございま

すが、これも解除という場合には大体森林でなくなる場合が一般的でございます。この場合にはあくまでもいわば森林生態系と申すべきものをできるだけ残していく中でございますので、解除の効果と全く同じということはないのじやないかと考へております。

○猪熊重二君 どうもありがとうございます。山本参考人と半田参考人に伺わせていただきたいと思います。

まず山本参考人にお伺いいたしますが、先ほど意見の中で林業を取り巻く状況は極めて厳しいとお話しがありました。こういう危機的な状況になつた原因といいますのは、外國産の木材の輸入急増によつて国産材の価格が低迷していること、また木材の需要不振の中でも輸入木材がシェアを高めていること、こういうことが広く言われているわけですから、こういう状態にある林業を立て直すことこそ山村の活性化にとって大事ではないかと考へます。都市の住民のニーズにこたえて森林を健全なレクリエーションの場として活用することは当然必要だと思ひますけれども、乱開發にならないよう本当に地元にも利益になるようになりますためにも地元が主体制を持つこと、大資本の言いなりにならないようになることが大切だと思います。

○参考人(山本博人君) 林業を取り巻く情勢非常に厳しいわけでございます。特に御案内のお参考人(半田良一君) この法律の対象とします保健機能増進計画と申しますのは、いわゆる大規模開発といふものとはむしろ対置されるようなものではないかといふうに考へております。例えばこの技術基準として、技術基準を適用する一個の森林の範囲といふのは最大限五十ヘクタールといふように、これは省令で決められるといふうに見ております。ですから、そないつた大規模開発とむしろ異質の、きめ細かい開発を地域振興に結びつけるといふのが趣旨であるといふうに考へております。

今その大規模開発なりあるいはリゾート法につきましての意見はできれば差し控えさせていただきたいと思いますが、ですからそれと混同されないよう、いわば理解を求めていくこととは

思ひます。そのためにも林業を立て直すということがまず第一ではないかと思うわけです。

日本は昨年、一昨年の二度にわたりて木材製品の関税を大幅に引き下げた結果、関税引き下げを要求した当事国であるアメリカよりもはるかに低い関税率といふ事態になりました。ところが、アメリカは日本の木材を人工衛星やスペースコンピューターと並んでスペースシップ一条の対象にし、

さらに美質的な関税の引き下げを要求しております。こういう圧力を屈したのでは、日本の林業はますます危機的な状況に陥ることは必至だと思ひますけれども、こういう状態について本法案審議の前提としてどうお考へになつておるかといふことを伺いたいと思います。

それから次に、半田参考人にお伺いいたしますが、私も先生の論文をほんの少々読ませていただけだけ残していく中でございますので、山本参考人と半田参考人に伺わせていただきたいと思います。

全といふうに書かれていらっしゃいます。また、先ほどのお話の中に観光開発のもと、民間の大型開発に対する危機感と期待があるといふうにおっしゃつたわけですから、現在のゴルフ場の開発ブームなどを見ますと、開発そのものがまさに保護の目的を個別に検討することなく十把一か rágeである。こういうふうに私は思はざるを得ないわけです。先生はリゾート法とも関連して、本法案についてどうふうにお考へになつておられるかといふことを重ねてお聞きしたいと思います。

○参考人(山本博人君) 林業を取り巻く情勢非常に厳しいわけでございます。特に御案内のお参考人(半田良一君) この法律の対象とします保健機能増進計画と申しますのは、いわゆる大規模開発といふものとはむしろ対置されるようなものではないかといふうに考へております。例えばこの技術基準として、技術基準を適用する一個の森林の範囲といふのは最大限五十ヘクタールといふように、これは省令で決められるといふうに見ております。ですから、そないつた大規模開発とむしろ異質の、きめ細かい開発を地域振興に結びつけるといふのが趣旨であるといふうに考へております。

今その大規模開発なりあるいはリゾート法につきましての意見はできれば差し控えさせていただきたいと思いますが、ですからそれと混同されないよう、いわば理解を求めていくことは思ひます。そのためにも林業を立て直すといふことがまず第一ではないかと思うわけです。

○井上哲夫君 連合参議院の井上でございますが、町長さんにお尋ねをしたいと思います。今おたくの町では、森林組合といふのがもしあれば幾つあつてどのようになつてゐるか。そしてこの森林組合の場合は、財政基盤は必ずしも十分ではないと思いますが、このよな森林組合が、果

とを進めてまいつたわけです。平成二年度からは森林に取り組むというのは、やはり地元の所得とから雇用機会の増大、こういうことをあわせて図つていかなければいけないんじやないかといふうに思つておるわけでござります。

それと、先ほどからお話をありますように、都市民が森林に向かつて目を開いているときに、そういう交流の場をつくつて、そして山を理解してもらわないとなかなか山全体が育つていかないんじゃないかといふことで、私ども努力している

ことを伺つてまいります。さういう森の範囲といふのは最大限五十ヘクタールといふように、これは省令で決められるといふうに考へております。ですから、そないつた大規模開発といふのを見ますと、開発そのものがまさに保護の目的を個別に検討することなく十把一か rágeである。こういうふうに私は思はざるを得ないわけです。先生はリゾート法とも関連して、本法案についてどうふうにお考へになつておられるかといふことを重ねてお聞きしたいと思います。

○参考人(山本博人君) 以上でございます。

○参考人(半田良一君) この法律の対象とします保健機能増進計画と申しますのは、いわゆる大規模開発といふものとはむしろ対置されるようなものではないかといふうに考へております。例えばこの技術基準として、技術基準を適用する一個の森林の範囲といふのは最大限五十ヘクタールといふように、これは省令で決められるといふうに見ております。ですから、そないつた大規模開発とむしろ異質の、きめ細かい開発を地域振興に結びつけるといふのが趣旨であるといふうに考へております。

今その大規模開発なりあるいはリゾート法につきましての意見はできれば差し控えさせていただきたいと思いますが、ですからそれと混同されないよう、いわば理解を求めていくことは思ひます。そのためにも林業を立て直すといふことがまず第一ではないかと思うわけです。

○井上哲夫君 連合参議院の井上でございますが、町長さんにお尋ねをしたいと思います。今おたくの町では、森林組合といふのがもしあれば幾つあつてどのようになつてゐるか。そしてこの森林組合の場合は、財政基盤は必ずしも十分でないと思いますが、このよな森林組合が、果

たして今度できた場合のそういう施設の管理と、そして森林の維持と両方をうまくやつでいただけるための具体的な見通しがあるのかないのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

私の場合六分しかございませんので、よろしくお願いします。

○参考人(辻一幸君) 私どもの町の森林組合は、単独の一町の森林組合でございます。今森林組合の合併があちらこちらで呼ばれておりますけれども、私は地域を守る上で森林組合の合併というのはいささか批判的で、その町単独で進みたいと思います。ということはなぜかというと、手近にありますことによって直接地元の森林業者とのつながりを深くしながら、やはり林業を守り、地域を守つていく姿勢というのは一町一森林組合が私は適当だと思ってこれを貫いているということでございます。

あわせて住民の世帯は一千世帯ちょっととありますけれども、森林組合の加盟組合員は約八百六十でございます。これらが森林組合に加盟をしておりますけれども、個人の所有林面積というのはわずか五ヘクタールという零細そのものであります。森林組合はそういう中でありますながら、町の助成とかあるいは森林組合みずから何とかして踏ん張っているというのが町の状況であります。

あわせて林業に携わる内容としたら、特にシタケの産地化とか、あるいは特産のクリの生産とかあるいはシイタケの原本の供給とかということをしながら、森林組合が今林業農家の人たちと連携をとりながら頑張って地域を維持している。ここまで以上に重要なことがありますし、今後もこれらの森林の活用ということが拡大されていくと、やはり森林組合の持つている使命というものはより一層今まで以上に重要になってしまいますし、なお町としていろんな施設に取り組むについて、管理、運営等については委託を考えていきたいと思います。そのことが、森林組合を通じて地域の林業從事者の生産の拡大にもつながるし、雇用の拡大にもつながっていくと考えているところです。

○井上哲夫君 次に、半田先生にお尋ねをいたします。先生のおっしゃる、例えば壮年層は余暇利用、青少年層は教育的配慮、そして高齢者は安らぎの増進と、こういうバランスのとれたそういうものが、今の先生のお考えの中で実現できるのでございましょうか、その点について伺いたいと思います。

○参考人(半田良一君) これは適当な施設、施業としてはつくり出すのに時間がかかりますが、適当な施設を配置することによって、各年齢層あるいは各階層のニーズに合うようなものをつくつてしていくということは難しいことではないと考えております。私が申しました兵庫県の例なんかもちろんですが、知床半島かどこかですね、ちょっと忘れましたが、あそこで、あれは鳥の問題だったと思いませんけれども、自然林をやはり育成していくためには日照とかいろいろな条件を考えれば、間伐というのですか、間引きというのですか、やることがむしろ大事なんだと、それが自然の保護になるんだ。ところが、全く違う運動が起こつておるわけなんです。それらについてどのようにお考えですか、お尋ねしたいと思います。

○井上哲夫君 今のそのバランスの点を、いかがでしょうか。

○参考人(半田良一君) そのバランスの点は、適当な施設を配置するというふうな形でそれはやつていいけるのじやないかというふうに考えております。二点お尋ねいたします。

○井上哲夫君 ありがとうございました。

以上でございます。

○橋本孝一郎君 参考人の方御苦労さまでございました。二点お尋ねいたしました。

○参考人(半田良一君) まず、第一点ですけれども、これは半田先生に

お尋ねしたいんですが、本法案には、例えば森林の機能が劣らないようにするために裸地状態とい

うのですが、裸地状態の森林伐栽量については区

域の一〇%以内と、こう規定しております。その

お尋ねしたいところでございます。

それからもう一つ、この本案とは関係ない問題

ですが、専門的な方がお見えですから、山本参考

人と半田先生にお尋ねしたいんですけれども、いわゆる最近の自然保護団体の動きを見ておりますと、一本の木たりとも切らさないと、こういうのがあるわけなんですね。森林の本当の機能を育成、発展というのでしょうか、守つていくために果たしてそれでいいのかどうなのか。数年前だと思うんですけども、北海道、羅臼の山があるんですが、知床半島かどこかですね、ちょっと忘れましたが、あれは鳥の問題だったとありますけれども、自然林をやはり育成していくためには日照とかいろいろな条件を考えれば、間伐というのですか、間引きというのですか、やることがむしろ大事なんだと、それが自然の保護になるんだ。ところが、全く違う運動が起こつておるわけなんです。それらについてどのようにお考えですか、お尋ねしたいと思います。

○参考人(半田良一君) 初めのお尋ねの技術基準の点でございますが、これは既に要綱を御承知のことと存りますが、これは既に要綱を御承知のことと存りますが、私その詳しい点、なぜそなたがご存りますのかといった数字的な根拠はちょっとと説明をいたしかねますが、ただ先ほどもちょっと申しましたように、多くの林学関係の研究者が衆知を集めましてこういう基準をつくり出しておりますし、それから実は、私などのいわゆる経営経済をやっております者に比べまして、そういうたいわば技術の研究者というのはより厳しく物を考える方向がございますので、そこへ出ました結論については、私信頼してよいのではないかというふうに考えております。

それから、二番目の自然保護の関係でございますが、これはさまざまなかстерがあると思います。一般的に申しまして、適度な利用をすることによって森林が健全に保全されていくということはそのとおりだと思います。ただ、日本は非常にいろんな森林層というものを持つておりますが、その中にいわゆる国民的財産というふうな意味で、将来手つかずにしておくことが必要なようなどころもあるのはあります。これは事実でござ

います。

○参考人(山本博人君) 森林の自然保護とのかかわりでございますけれども、私ども森林組合員といたと思いますが、それを一般的な保全ということを分けたて考えるような考え方があつておられます。これが、これによつて事態はかなりよく整理されるんじゃないかというふうに考えております。

○参考人(山本博人君) 森林の適正管理、この中で、不在村者も大分えてきてむしろ管理できない逆に自然が損なわれているのじやないかという意味で、やはり木は植林をしてそして間伐をして、そして伐採していくといつ一つの循環機能があると思うんですね。やはり人間にも寿命があるとおり木にも寿命があります。そういう意味で、私どもしましてはきちんとした管理をしていきたいというのが念願でございます。そういうことでお答えいたします。

○参考人(山本博人君) 終わります。

○喜屋武真榮君 大変ありがとうございます。お礼の心を込めて、御三名に持ち時間お尋ねいたしました。辻参考人にお尋ねしたいことは、八千名の村人が三千名に減った。その活性化に大変御苦労していらっしゃるお気持ちよくわかります。

そこでお尋ねいたしたい第一点は、この法案ができました場合に何を期待されるのか、いわゆるメリットはまだどういう点をお考えですか、デメリットは特にどういう点をお考えですか、デメリットはまたどういう点をお考えですか。

それから山本参考人に対しては、この法案の中ではこういうことが気になります。一つは、国土保全に対して十分に配慮されていないのではないでありますけれども、そこで、これらの基準でございますけれども、それから施設の設置に対する基準に歯どめがないのではないか、こう思われます。この二点について率直な御見解を賜りたいと思いま

す。それから半田参考人には、先ほど地域住民の自

発的な努力を期待していらっしゃるお言葉がございました。そのことと、それから学術研修の場にしたいと強調しておられました。その点について簡単にお話し願えたらと思っております。

○参考人(辻一幸君) この法案が出ることによつてのメリットは、私はたくさんあらうと思うわけありますけれども、まず森林の高度活用と同時に、森林所有者のやはり意欲と奮起をかき立てることができるのじやないかということと、計画立てることによって町自体の活性化へもつなげることができます。なお都立市に向かつては、やはり森林に目を向けてもらつて、交流の場を提供してやることができるのじやないか、こういうことを深く思つてゐるところであります。

デメリットについては、今のところこういうデメリットが出てくるんじやないかなということは思つてはおりません。

○参考人(山本博士君) 国土保全についてどうぞ
いますけれども、この法案にもございますよ
に、第四条の全国森林計画の変更、それから地域
森林計画の変更、それから第六条の森林施業計画
の変更等がございます。こういうそれぞれの段階
のいろいろ地方の行政と協議していく中で、やは
り国土保全というのはこれは非常に重要なことだと
ござりますので、そういう点について十分配慮し
ていく。また、そういうところで森林所有者とど
て意見を述べていきたいというふうに考えており
ます。

これにつきましても、同様十カ条から成ることのな
律の中で、いろいろと政令なり省令なり、そ
うものがまた出てくると思いますし、そういうう
で一つの基準が何らかの形で明確になつてゐる
じゃないか、かようと考えております。

で、實際には、例えば現在まだその生態系が解明されてない大型動物の保護でありますとか、あるいは動植物の種の保護でありますとかいうふうな意味があると思いますが、それを一応法律の対象の森林とはやはり厳に区別されるべきものであろうというふうに考えております。

それから、地域住民の自發的努力ということですが、さういふことがございましたが、それはその言葉どおりなのでござりますが、旧来、例えば先ほど大塚先生のおつげました都市、山村の姉妹協定というふうなものが余りうまくいかない例がしばしばあるといふように、これまででは割合自治体任せでありますと、かというふうな形で、實際に地域の人が自分たちで物を考えていかなかつたというふうなケースが随分多いんじゃないかと思ひます。しかし、ここ数年あるいはここ十年来かなり様子が変わってまいりましたして、地域の中からも確実にいわば人が出てきています。地域リーダーというふうな名前で呼ばれることも多いわけなのでございますが、そういう人が出てきておりますので、そういう人を中心としました地域の中からの努力というふうなことに大いに期待したいし、それは政府としてもエンカレッジしてほしいというふうな意味で申上げました。

○横溝亮二君 私が、最後の質問者になると思ひますけれども、時間の関係上辻町長さんと山本理事事さんにお願いいたします。

それではまず、辻町長さんは先ほど、山村振興のためにはいろんな施策、施設をつくったりして、特に博物館をおつくりになつているのかわなりませんけれども、そういうようなものが一つあります。ところが、この法案では大きな観光開発は抑制したいという、そういう抑制的な面もございますが、一方山村振興という面からはやはりこに来てもらわなきゃいけない。そういう点ではどのような施設が必要か、あるいは望ましいのか。この法案を踏まえてどのようにお考えになつて

○参考人(辻一幸君) やはり私たちの地域は、自然の地域でありますので、その自然を壊さず、より高めながら、大勢の人たちに訪れてもらおうということが大きな地域づくりの目標ではないかと思います。当然、森林の活用という中で先ほど申し上げましたけれども、やはり森林は野鳥とかそれから動植物なんかと切っても切れない関係があるのじやないかなと思います。そういうものも保護しながら、この保健休養の場には野鳥の森構想なんかもいいのではないかなど思います。なお、本当に住民がこの森林の中へ訪れるながら心身ともにリフレッシュできるような、そういうゾーンをつくりたいきたいと。町では「南アルプス・スイス村構想」なんということをつておりますけれども、森林の中へ滞在して、本当にリゾート的な気分が味わえるようなそういう施設をつくっていきたい、こういうように考えております。
以上です。

○横溝克己君 愚昧がとうございました。

それでは、山本理事さんにお伺いしたいんです
が、森林の経営というのはなかなか大変だということ
ことは私も存じておりますが、そういう森林の、
しかし一方本来の施設とか林業、こういった面から
この法案における保健機能の増進に関するいろいろな施設をつくっていきますが、遊歩道をつく
たり、その施設をつくったり、ある意味じゃ非常に
にお金がかかることなんですが、こういうことが
本来の、本来といいますか、林を育てていくよう
な面からどのような経済的効果というものが期待で
きるんでしょうか。私は、別な意味からの助成が必要だと思っているんです。この点をお伺いします。
○参考人(山本博人君) 今先生からのお尋ねの件
でございます。

森林につきましての経営、はつきり言いまして
実は非常に厳しい状況でございます。そういう意味で、遊歩道とか施設をつくるわけでございますけれども、御案内のとおり、現在森林組合でみます。

から行っておりますのは九組合がござります。それから、市町村から委託されて行つてゐるのが十九組合。全部で二十八組合ござります。

そういう意味で、お金のことについてでございますけれども、私どもとしましてはなかなか、こういう施設をつくつていくための本来助成的な処置、こういうものをひとつ國の方にお願いをして、やはり森林の管理と一体となつた整備をしていきませんと、施設だけが先行してみても本来の森林といふものが適正に管理できないのじゃないかということで、一体となつた経済効果が上がるようになつた助成をしていただきたい、かように考えております。

○横溝克己君　どうもいろいろありがとうございます。これで質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○委員長(仲川幸男君)　以上をもちまして参考人の方々に対する質疑は終わりました。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、御多用中にもかかわりませず、本委員会に御出席をいただき、長時間にわたり有意義な御意見をお述べいただきましてありがとうございました。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

まことに、重ねてありがとうございます。

午前の審査はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時開会

○委員長(仲川幸男君)　ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案を議題といたします。

これより質議を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○細谷昭雄君　私は、秋田の出身でございます。大臣は山形、そして林野庁長官もまた秋田の農政

部のお役人をしておられた方でござります。今回
の法案に対しまして、私質問に立つわけでござい
ますが、ところどころ秋田弁ということになります
が、質疑を交わしたいと思いますのでひとつよ
ろしくお願ひします。

まず最初に大臣に、大変な厳しい状況の中にお
ります林政、その林政に取り組まれる基本的な姿
勢についてお伺い申し上げたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 今先生申されたとおり
に、我が国の林業、木材産業を取り巻く状況は、
森林や木材に対する国民の関心は高まつておるわ
けでございますが、担い手の減少なりあるいは高
齢化等によりまして林業生産活動の停滞、国産材
と外材との競合の激化など、依然として厳しいも
のがあるわけでございます。このような中で、森
林に対する国民の要請にこたえる多様な森林整備
を進めるとともに、外材や代替材との競争に耐え
得るような林業、木材産業の一層の体质強化とい
うふうなものを、活性化を図つていくことが必要
だと、このように考えております。

このために、木材需要の拡大と木材産業の体质
を強化していく、あるいは国産材の安定供給体制
の整備をやっていく、あるいは林業生産基盤の整
備、林道等の整備を図つていく、あるいは機械化
等技術開発の推進をやっていく、あるいは林業經營
の活性化と担い手の育成をしっかりとやってい
く、あるいは森林の整備保全等、総合利用の推進
等、いろいろな今申させていただいたような諸般
の施策を推進しているところでございますが、こ
れからも森林と林業の振興と地域の活性化を図
っていくために、林業諸施策のもう一つの考え方
立つて積極的に展開をしてまいりたい、このよう
に考えております。

○細谷昭雄君

私は、本法案の質疑に入る前に、
当面の問題について大臣の所信と決意をお伺いし
たい、こんなふうに思います。

それは、きのうのテレビでも報道されてしま
いましたけれども、その前の十一月十六日付の読売
新聞の報道によると、

政府は十五日、アメリカが新通商法スーザー

けです。

三〇一条の対象としたスーザーコンピューター、人工衛星、木材製品の三品目のうち、木
材製品について、具体的な市場開放策の回答を行
う方針を固めた。十七日から東京で行われる
日米貿易委員会フォローアップ会合で、アメリ
カ側に示す予定だ。

その内容は、関税分類の見直し、具体的にはこれ
までの関税率一五%から、米国の要求どおり一部
加工品については三・九%へ下げるものであると
報道されておりましたが、この事実関係について
お伺いしたいと思います。

○政府委員(齋藤君) ただいまお話をございました
ように、アメリカの通商代表が、ことしの五月二
十五日でございましたけれども、包括貿易法、い
わゆるスーザー三〇一条に基づく優先慣行の一つ
として林産物の技術的障壁があると、こういう認
定を行つたわけでございまして、その後私ども
は、こうしたスーザー三〇一条のもとの話合

には応じられない、こういう立場をはつきりさせた上で対応をしておるわけでございますが、去
る九月に日米貿易委員会がハワイで開催されま
した際にも、先方からは林産物につきまして建築基
準あるいはJAS、さらに関税分類、関税水準、
補助金等につきまして貿易障壁であると、こうい
う主張をしておるところでございます。

今月十七日から、その会合に引き続きまして日
米林産物貿易専門家会合が開かれたわけでござ
いますが、そこではただいま申し上げましたような
技術的な問題について先方の説明を聞きますと
ますに、当方の立場も説明をいたしたところでござ
います。一部報道にありましたような構造用集成
材の関税率の引き下げを提示するといったことは
私どもは考えておりませんでしたし、現にそのよ
うな提示は一切行っておりません。

○細谷昭雄君 仮にこれは推測の記事だといふ
ことを考えましても、俗に言う火のないところに煙
は立たぬということで、そういうふうに勘ぐられ
るという筋勢というのがやっぱり問題だと思うわ
けでございます。

こういう点で、今度のスーザー三〇一条要求、
これは今長官がお話しのとおり、そしてこれまで
も何回か報道はされておりますし、政府の決意と
いうこともありましたし、不当な要求に対するは
断固これは拒否するということは再三言われてお
るわけであります。しかし、この米国の不当な圧
力といいますか、こういう屈するというふうな姿

勢というものは、今後予想されますガット等の中
で米のいわゆる市場開放、こういうふうな難局に
立つた場合に、一步後退というのが一步後退に通
ずるという状況にならうかと思うわけであります。
したがつて、あくまでも不必要な要求であると
いう点に立ちましたならば、それなりのやつぱり
きちっとした毅然たる態度というものが必要じやな
いだらうか、こういふうに思はりますので、この
問題に対する今後の大臣のこの交渉の見通しと決
意を再度お聞かせ願いたいというふうに思いま
す。

○國務大臣(鹿野道彦君) 先生御承知のとおり
に、一九八六年にMOSS協議の合意がなされま
して、関税の引き下げ等、その合意事項を誠実に
いたしておるわけであります。不公平な貿易の
実態ではない、このように考えております。この
ような中で、この五月に包括貿易法スーザー三〇
一条に基づき林産物が認定されたということは極
めて遺憾なものと考えておりまして、米国がこの
ような法律に基づき、一方的な制裁措置といふ
ような発動を辞さないとの前提で交渉を求めて
くるのであれば、これには応じられない、こう
いうふうな基本的な方針で対処をいたしていると
ころでございます。

また、日米間の林産物貿易に關しましては、兩
国政府及び業界の協調のもとに地道な努力を続
けていくことが重要でありまして、基準・認証等に
関する技術的問題につきましては専門家間で意見
交換を行うことが適切と、このように考えておる

ところでございます。

○細谷昭雄君 ゼひとも今後のそういうふうな外
交交渉につきましては、やっぱり我が国の国益、
こういう点に立脚しまして、今の大臣の決意にお
示しのとおり、毅然たる態度でひとつ臨んでいた
だきたいたいということを強く要望申し上げたいと思
うわけであります。

次に、法案の具体的な中身に入つて質疑に入り
たいと思います。
第一に、法案が提出されたというそもそもものね
らいは何なのか、端的に伺いしたいと思いま
す。

○政府委員(齋藤君) 最近、森林浴でございます
とか、森林の中におきますレクリエーション活動
等、保健休養の場として森林を利用することに
国民の期待が高まつていて考えられます。また、
林業・山村の側からいたしましても、保健休
養の場としての森林を整備いたしまして、都市と
山村の交流あるいは都市住民の森林林業への理解
と協力を通じまして活性化を図つていただきたい、こ
ういう強い要望があるところでございます。

こういった要望がござります一方、森林の利活
用に当たつて森林の保全が重要であるということ
もございまして、森林の保全に十分留意して計画
的に行われるような仕組みをつくついく必要が
あるということが、この法案を制定したいという
ねらいのボイントになつておるところでございま
す。

○細谷昭雄君 この二つの面ですね、先ほど参考
人の皆さん方からもある意見がございましたけれ
ども、法案の面というのは二つあるわけでありま
すが、提出をされるという前にはいろんな要望が
あつたと思うわけです。具体的に私たちに盛んに
要請に来るのは森林組合の各団体でございま
した。それ以外には来ておりません。したがつて、
恐らく森林組合以外の皆さん方もそういう要望が
あつたと思うんですが、私たちはそれを聞いてお
りませんので、この提出を要請された団体、機
関、こういったものを具体的にお示し願いたいと

思うわけです。

○政府委員(斐濱君) 本法案の策定に対しましては、具体的な要望といたしましては、ただいまお話をございましたような森林組合系統、全国森林組合連合会がこれを代表いたしまして森林の総合利用のための制度の創設について強い御要望があつたところでございます。そのほか、私ども直接伺つておりますのは、全国町村会からも森林の総合利用のための整備を促進するための制度を創設していただきたい、こういう要望がございました。

は森林生産力の増進を図りまして、国土保全あるいは国民経済に資するということを目的としておりまして、いわば森林全体についての資源計画、あるいはその管理、規制を行うという法体系になつておるわけでござります。

一方、この法案は、森林の保健機能の増進を図るための特別の措置について、一定の森林を対象に、森林資源の総合利用に必要な施設の整備をあわせて行つていくといたるところに特色があるわけでございまして、施設整備を含めて森林の保健機

施設等、そして対象森林区面面積は実績でおおむね二十五から二百ヘクタール、事業主体は都道府県、市町村、森林組合、林業者の組織団体等。
したがつて、今お話しのとおり、森林法でくくることのできなかつた部分というのは、今お話しのことのとおりのものじやない。むしろ私はこう考へるんです。
一つは、森林組合なり町村会が便宜的に、便宜的にというよりもいるなんなどをやりたい場合に、非常に保安林その他やつぱり厄介な手続上の問題がある。一々いろいろな許可をもらわなくちゃいけない。そういういわば煩雑な手続を省くために何とかしてくれとという要望があつたのではないかということなんですね。それからもう一つ、これは林野庁のレクチャードで私聞いたことです。

ますか、説明いたしましたしてこれを合意形成に田口君に導いていく、こういう仕組みがないんだと、こういう事情がございました。それからまた、キヤンプ場等の施設の整備を行っているわけでありますけれども、これも間々森林の保全上問題なしとしないケースが見られるではないか、また施設の整備にやや偏りまして森林の施業といったものがおろそかになつていいのか、こういう指摘も事例によっては行なわれておったところでございます。

さらに、森林を利用する場合に、現行の制度は一件一件の許可ということでございますので、必ずしもその地域全体につきまして計画的なあるいは合理的な推進のために手続としても不十分である、不便である、こういった指摘もございましてた。

それから、もう一つ申し上げますと、施設の敷

○細谷昭雄君 この法案の持つ側面というものは今は今
わかりましたけれども、森林法、これはもう本法
としてありますけれども、この森林法のいろんな
諸制度も今まであつたわけあります。例えば、
これは農林水産省の所管しているのでは、森林と
のふれあい環境整備対策事業、それから森林総合
利用促進事業、これは林業構造改善事業であります。

が基本方針を立てる、こういう規定がござりますし、また森林組合の事業の利用の特例を設ける、さらに森林法の目的に加えまして、「国民の福利の向上に寄与すること」といったことが目的的規定にもございますように、森林法の体系を超えると申しますか、外れると申しますか、そういったものも含まれているということが、実はこういった新しい法律を特別措置法という形で御提案申し

それども、こういった具体的に林野庁の計画の中でも、予算の中にも進められておるわけであります。したがつて、森林法という制度の中でくるべきことができなかつた部分というのは何なのか。現に今回いるんな、いわゆる森林浴だとか、それから国民の保健機能、これを満足させるためのいろいろな

○細谷昭雄君 これはもうちょっと踏み込んで聞かせておるところでござります。
林とのあれあい環境整備対策事業、これはもう林野庁がこれまでやってきた事業なんですがれども、この中でもいろいろあるわけです。駐車場、

なんものを挙げておるわけですが、今言つたような林野庁の計画の中でもそれができなかつたのか、あえてこういう法律をつくらなければならなかつたという、そのはみ出した部分は何なのか、そのことを明らかにしていただきたいというふうに思

キャンプ場、ログハウス、林間イベント広場、森林浴の森林、野鳥の森林、木材工芸作業舎、幹縄道路等、こういったものをつくる。しかも、対象森林区域面積につきましてはおおむね二百ヘクタール、事業主体は市町村等。それから森林総合会

○政府委員(斐濱君) 森林法は、ただいまお話をさいましたように、森林計画でござりますとか保安林その他森林に関する基本的な事項を定めてお

利用促進事業、これは林業構造改善事業ですが、これは関連施設として、いわゆるこの保健機能の特別措置法でいうような施設としては、林道、林間広場、歩道、修景施設、テニスコート、グレン

施設等、そして対象森林区画面積は実績でおおむね二十五から二百ヘクタール、事業主体は都道府県、市町村、森林組合、林業者の組織団体等。
したがって、今お話しのとおり、森林法でくるることのできなかつた部分というのは、今お話しのとおりのものじやない。むしろ私はこう考ゐるんです。
一つは、森林組合なり町村委会が便宜的に、便宜的にというよりもいろんなことをやりたい場合に、非常に保安林その他やつぱり厄介な手続上の問題がある。一々いろいろな許可をもらわなくちゃいけない。そういういわば煩雑な手続を省くために何とかしてくれという要望があつたのではなかつて、いかということなんですね。それからもう一つ、これは林野庁のレクチャードで私聞いたことです、が、もう一つは、黙つてほうつておくと今亂開発でどんどん森林が虫食い状態になつていく。しかかも、ぱっと投網をかけてそれを規制するといううなことはなかなかできにくい。したがつて、何らかの点で民有林その他についてもきちつとした植栽をさせながら開発を一応許可する。この二つの側面を持つてゐるのじやないかなと思うんですね。
さすがに林野庁の人は前の方は言わなかつた。便宜主義の方は言わなかつた。しかし、後の方は非常に大事なこととして私たち聞いておつたんですね。その二つの側面が背景にあつたのではないのか、このことについて確かめておきたいと思います。
○政府委員(齋藤君) この法案提出に当たりまして各団体からも御要望があつた点は先ほど申し上げましたけれども、その御要望の背景にありますのは、結局森林の保健機能を増進するために現在保全と利用の両者の要件を全うできるような法的な位置づけがはつきりしていなことです。
そこで、保健休養の場を整備していく上で、何分にも森林所有者が零細多數というのが一般的な保全と利用の両者の要件を全うできるような法的な位置づけがはつきりしていなことです。

に導いていく、こういう仕組みがないんだと、こういう事情がございました。それからまた、キャンプ場等の施設の整備を行っているわけでありますけれども、これも間々森林の保全上問題なしとしないケースが見られるではないか、また施設の整備にやや偏りまして森林の施業といったものがおろそかになつていいのか、こういう指摘も事例によっては行われておったところでございます。さらに、森林を利用する場合に、現行の制度は一件一件の許可ということをございますので、必ずしもその地域全体につきまして計画的なあるいは合理的な推進のために手続としても不十分である、不便である、こういった指摘もございました。

大事にしてもらいたい、その背景の中です。

ただ、私が指摘しましたように、今回の法案が森林法でくくなかったという部分も今お話しのとおりあるわけがありますが、反面、森林法であるからこそ非常にいろんな手続は面倒だ、そのため手続を省略するという極めて便宜主義の面もやつぱりあつたというふうに私は指摘せざるを得ないと思うんですよ。そこで、この法案の審議に当たりましては、やっぱり手続を省略する余り今意図した森林として管理するという部面をおろそかになるとすれば、これは大変な問題になるといふふうに思いますので、この点を背景という点で私は押さえながら、今後これから質問を続けていきたいと思うわけであります。

そこでお伺いしますが、私たちが今非常にこの法案の審議に当たって心配しておるという点がござります。それは何といましても保安林の制限の問題でございます。本法案によれば、保安林解除手続、これを省略して保安林の中に森林保健施設、これをつくることにならないかという危惧でござります。

この点についてちょっと突っ込んでみたいと思うんですが、本法案の八条一項、これに「保安林の区域内において」「森林保健施設を整備するために行う立木の伐採については、森林法第三十四条第一項本文及び第三十四条の二本文の規定は、適用しない。」となつております。このことはせんじ詰めて言えば、保安林のまままで都道府県知事の許可なしに保安林内の土地を改變することも可能となるということ。森林法の保安林管理と運用を便宜的にしたのではないか、このような批判が現にあるわけであります。この批判に対しましてどのようにこれは違うと言つて切れるのかどうか、森野厅としてのきらつとした見解を承りたいと思うわけです。

○政府委員(齋藤君) ただいま先生御指摘の点につきましては、まさに保安林の制度がなし崩しになつてしまつてはならない、その規制が緩和されるということであつてはならない、こういった御

心配があるといたしますと、それはそうあつてはならないという点については私ども同様に考えておりまして、そのためにまた十分留意をしながら今回の法案についても検討に当たつたというところでございます。

具体的に申しますと、保健機能森林の区域におきまして施設整備をするに当たりまして、立木伐採あるいは土地の区画形質の変更の許可が必要になります。林地開発許可の場合におきましても、これ

とでございます。

実は、この法案に基づきます施設の整備につきましては、施設の面積が総量規制の範囲内である。その施設の位置、規模、配置、こういったことも技術的基準に適合する必要がある。加えまして、保安林の指定目的に支障を及ぼさない場合、すなわち保安林の機能が維持される場合にのみ計画の認定がなしえる。こういう構成になつておるところでございまして、いわば森林状態ないし保安林の状態がそのまま維持されるということがこの計画認定の条件になつておるわけでございま

す。

したがいまして、こういったことを条件に三十四条の立木の伐採許可、土地の形質の変更許可といつたことが、二重許可を防止する、むしろそういう立場からそれを不要とするということでござります。

また、植栽義務の免除につきましては、この森林の区域全体の植栽義務が免除されるというものではございません。明記されておりますように、施設敷地につきましては、一定の厳しい要件のもとにこれがもう施設の敷地になつてしまふわけでござりますから、そこににおける植栽の義務というものは、これは物理的な問題もござりますけれども、免除されるということでございます。

そういうことから、この規定が現行の保安林に関する規制を緩めるとかないがしろにするといつたものではないということを御理解いただきたいと思います。

○細谷昭雄君 この点はいろいろ批判を我々も伺つておりますし、恐らく林野厅にもそういうふうなこの上にある地域森林計画とかないしは知事

な批判なり要望なりというのがうんと寄せられておると思うんです。したがつて、今長官お答えの

よろにきちっとこの点はひとつ守つていただきたい。嚴重の上にも嚴重、少なくとも保安林を安易に、手続省略してなし崩しに保安林をなくしていくんだというふうな危惧を持つている方々が現にいるわけでありますから、この点についてはかなりきつとした対応をしていただきたい。そのことを強く要望するわけであります。

それから、もう一つ私危惧を持っておりますのは、林地開発の特例についてであります。

この林地開発の特例につきまして、本法案の七条でこういうふうに言つていますね。「森林保健施設を整備するために行う森林法第十一条の一第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定は、適用しない。」このようにこの本法律案の七条に書かれております。森林法十条の二第一項は林地開発許可制度というふうに言われておるものでありますし、「地域森林計画の対象となつている民有林」において開発行為「をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。」このように森林法では規定されております。本法案では、森林保健機能を増進する計画、この機能増進計画については都道府県知事が認定することになつております。

ここで私注意を喚起したいと思いますのは、森林法の林地開発の許可と本法案で言うところの保健機能の増進の認定、この二つは基準も手続もそれぞれ違うものであります。

そこで、乱開発を防止するためにも、林地開発許可に定められております現地調査、利害関係者の意見聴取、市町村長の意見、都道府県森林審議会等の意見を聞くなど、手續を省略すると、これがもう施設の敷地になつてしまふわけ

というふうに思ひます。

○政府委員(齋藤君) ただいま林地開発許可に関連して、先ほどの保安林の場合におけると同様の運用と同様に、原則として現地調査を行いますとか関係者の意向を十分反映するよう、必要に応じましてその地域の市町村長あるいは直接影響を受けると見込まれる区域の市町村長、さらには都道府県森林審議会等の意見を聞く、こういう措置を講じていくことが相当ではないか、そういうふうに指導を行いたいと思います。

そこで、乱開発を防止するためにも、林地開発許可に定められております現地調査、利害関係者の意見聴取、市町村長の意見、都道府県森林審議会等の意見を聞くなど、手續を省略すると、これがもう施設の敷地になつてしまふわけです。これについて、なまけたものではないということを御理解いただきたいと思います。

○細谷昭雄君 我々が危惧した点はそれこそ杞憂にすぎないといふふうのようではありませんけれども、慎重の上にも慎重を期しまして、こういうふうな批判や我々の危惧に対しまして、今言つたようなこの上にある地域森林計画とかないしは知事

のそういう施設計画の認定、こういったものの手続をかなり慎重にきちっとやらせるということはどうしても必要ではないのか、こんなふうに思うわけです。何とつても今回のこの法案の最も問題点というのはこの二つだと私は思っています。保安林の問題、そしてもう一つはこういった林地開発の特例、この二つの点が一番批判のあるところであるし、我々としても法案の審議に当たりまして一番危惧を持つておる点であります。

ですから、いろんな手続がありますけれども、今長官がお話しのとおりの、いわゆる都道府県段階における、ないしは林野庁におけるそういうふうな審議会なり、ないしはしっかりした指導、これが欠くことのできない要件として浮かび上がってくるというふうに思うわけでありますので、こゝの点のいわば歯どめという点を特に要望したいと思いますし、場合によりましては、このいわゆる法律の運用に当たりましては利害関係者の意見を聞く機会の保障ないしは地域住民の意見を反映させる、こういう面をあわせて運用の上で考えていただきたい、こんなふうに思ひますですが、どうでしょうか。

○政府委員(鷹巣君) ただいまいろいろ御注意のありました点、十分念頭に置いて運用に当たってまいりたいと思います。

○細谷昭雄君 次に私、リゾート法、これは総合保養地域整備法ですか、この関係についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、リゾート法と普通言われておりますこの法律と本法案は、目的、内容という点で相違点があろうかと思うんです。はつきりした線引きができるかどうか、いろんな点で各省庁がこのリゾート法には関係しておるようありますけれども、本法案との関連についてひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員(鷹巣君) いわゆるリゾート法でございますけれども、これは御案内のとおり、良好な自然条件を有する土地を含んだ相当規模の地域で、国民の余暇活動に関する要望にこたえまし

て、スポーツ、レクリエーション施設などのリゾート関係施設の整備を行う、またこれを民間活用して促進すると、いうことが目的になつておるものございます。一方、本法案につきましては、いわば林業、山村のサイドから森林そのものを維持しながら保健休養の場としてその利用を促進していくこと、またそれを通じて林业、山村の活性化を図つていこうということをねらいとしておりまして、目的がその点異なつておると思います。

内容について見ましても、リゾート法は必ずしも森林の維持をリゾート整備の要件ということにしておるものではございません。対象となる規模につきましても地域全体、あるいは特定施設の整備といった場合におきましても相当大規模な広がりを予定しておるところでございます。一方、本法案につきましては、再三申し上げておりますように、森林資源の維持培養を前提としているということで、森林関係者になじみの深い森林計画制度を活用してこれを進めることにいたしておりますので、森林の保全のための措置が、計画の手続あるいは基準の明確化、こういった点ではつきり講じられておるということございまして、内容的にも大きな違いがあるものと考えております。

○細谷昭雄君 このリゾート法ができますと、各道府県ではそれぞれプロジェクトを出しておるようでございます。これをずっと見まして、いろいろな地域的なあれがありますけれども、すぐ感じることは、申請済みないしは申請中のプロジェクトの目玉はゴルフ場ということになるようになります。

所管は違うとは思ひますが、農水省も一枚かんでいる行政官庁でございますのでお尋ねしたいと思うんですが、一体基本構想の中でゴルフ場はどのくらい計画されておるのか、把握され

ざいまして、農林水産大臣も主務大臣ということになりますので、その内容について当たつてみたわけございます。

数字を申し上げますと、十七道府県が現在策定しております中でゴルフ場についての計画は、新設に係るものは百四カ所、面積一万二千三百四ヘクタール、既設のもの増設に係るものは六カ所、面積三百三十四ヘクタールといった数字になつております。

○細谷昭雄君 私の方で調べましたいろいろな計画の中でも、非常に計画書の中身はゴルフ場が目玉になつておるという実情でございます。今お話を伺のとおり、リゾート法の基本構想の中で十七道府県といふ限られた道府県で合計が百十カ所、一万二千六百六十八ヘクタールというのが多いのか少ないのか、これは議論はあらうかと思うんですけれども、問題は、今回の法案と関連して考えてみますとこんなことが考えられるのではないか。

今長官がお話しのとおり、このリゾート法そのものは大変区域が大きい、大面積であるわけあります。私自身秋田ですけれども、秋田県でもそういう策定はしているわけです。ところが問題点は、その中に入ってくれればいいと地域住民は望んでおるわけです。しかし無制限に伸ばすわけにいかない。そこで線引きがあるわけです。そうすると、周辺のその外れたところの町村が盛んにその区域に入りたい、ないしは言うなれば活性化という言葉でそれがあやかりたいという希望が統出するわけあります。そこで、本法案が余りにもタイミングがよいという問題から、リゾート法の周辺にもつと小規模のスモールリゾート法みたいなものをばんばんとつけていく、こういったことが一因関連として考えられる。そんな法案提出の時期というのがゴルフ場花盛りという中で、私たちはそういったところも連想するわけあります。

○政府委員(鷹巣君) いわゆるリゾート法でござりますけれども、これは御案内のとおり、良好な自然条件を有する土地を含んだ相当規模の地域で、国民の余暇活動に関する要望にこたえまして現在基本構想が承認されているものがございまして、農林水産大臣も主務大臣といふことになりますので、その内容について当たつてみたわけございます。

そこで、地域的に見てゴルフ場というのはたくさんあちこちにあるんですねけれども、首都圏などから京阪神とかいう人口稠密のところ、こりあうと

ころにかなり集中してあるわけです。そして、今リゾート法でやっているところはいわゆる俗に過疎と言われているところです。そういうところにいろいろ設置をして滞留型のリゾート、いわば休憩地を設けていく。したがって、ゴルフに行くばかりでなく、何日かそこへ滞留しておるというふうな施設をつくろうとしているわけですね。

それでお聞きしたいと思いますのは、林野行政という立場からなかなか言えないということだと思いますと、林野行政の立場でこれ以上ゴルフ場がふえては困るのか知らないのか、端的にひとつ御感想を述べていただきたい、こう思います。

○政府委員(鷹巣君) ゴルフ場のお話でございますけれども、林野行政の立場からは、ゴルフ場には概して保安林の場合は保安林の解除、それから他の森林の場合には保安林の許可、こういったことで対応しておるわけでございますが、そういう運営の際に、これは細かなことは省略いたしますけれども、林地の保全に支障がないように、こういうもろもろの判断を加えて対処しておるところでございます。

特にゴルフ場の造成の場合には、そういうた要件に適合しているかどうか、またゴルフ場独自の基準としては原則として自然林を四〇%以上残置するとか、各ホールの間に、あるいはその開発区域の周辺部に二十メートル以上森林の幅を残すようにとかいうことで、いわゆる森林の乱開発については極力これを生ぜしめないように留意して運用しているというのが実能でございます。

○細谷昭雄君 なかなか端的には、例えば首都圏のようなところで林野行政上、これ以上たくさんだとなかなか林野行政という立場では言い切るこ

とが難しいという問題のようですね。

私たちから見ますと、例えは環境保護団体等の問題提起によりますと、日本ではゴルフ場はもうたくさんだと、もうこれ以上やるべきでないというふうに言う向きもあります。一方ゴルフ人口はどんどんふえてきてゴルフ場のニーズがふえるという問題もございます。

もう一つ社会的に言いますと、いわゆる滞留型のゴルフ場があちこちでできますと、それを使える人、いわゆるゴルフ場の会員権を持ってそれを使える人、ないしは財産の増勢という点で使える人がごく一部に限られておる。日本のゴルフ場といふのは一種独特のものでありますと、それを使えないしは大企業とか会社とかいうことでなければ、なかなかサラリーマン、一般個人では会員になつてそれをエンジョイすることはできないという性格があるわけあります。

そんな意味で、外国のゴルフ場と同一には論じられないと思うんですが、大変このリゾート法によるゴルフ場のラッシュ、そろしてそれを補うためのこれは法案じゃないのかというふうな邪推もある現状でござりますので、ここで明確にお聞きしておきたいと思いますが、この法案によつては、今長官がお話のとおりゴルフ場の設置はもう不可能だということなんですが、それをもう一度ひとつ、なぜ不可能なのか、これを御説明願いたいと思います。

○政府委員(堀越君) この法案で森林保健施設とされておりますのは、法文の規定の上からもはつきり規定がございまして、「その設置によつて森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるもの」となつてします。これを担保いたしますために、具体的には総量規制でござりますとか技術的基準といったものに照らして、それに適合しているかどうか、こういふ判断がなされるということでございます。

現在、私どもその基準につきましては、その道の専門家から純科学的技術的な見地から詳細なその基準について案をつくっておりますが、そ

ういった中で残置森林、これも自然森林に限られ

るわけでありますが、七〇%以上必要であるといふことに相なりますし、また設置箇所の一ヵ所の限度面積は傾斜十五度未満で一ヘクタール、十五度以上二十五度未満で一ヘクタール、こういった

線を考えております。また施設と施設の間、これはゴルフ場で申しますとホールの間などにあります。五十メートル以上の森林を残置させる必要がある。それから切り土工、盛り土工が四メートル未満というふうに、これはゴルフ場設置にとつてはちょっと考えられない基準ではないかと思います。現に、現在開設あるいは造成中のゴルフ場でこの条件を満たすものは見られない。したがいまして、本法案は、その趣旨あるいはその基準からいいまして、一般に見られる形態のゴルフ場は想定しておらないということでございます。

○細谷昭雄君 要するに、今長官のお話では、いわゆる正規の十八ホールというのではできないといふことだと思います。問題は、例えいわゆる俗にミニゴルフ場とかハーフだと練習場だとかということは、これは十分可能だと思うんであります。ただ、いわゆる施設という中で、施設の中でも芝等の適切な管理ということで、農薬によります最小限の防除が必要というふうに承知をいたしました。今お尋ねの使用農薬でございますが、都道府県からのお尋ねの使用農薬でございますが、都道府県までの病害虫なり雑草の発生が非常に多い気候条件である、こういうことで、ゴルフ場におきましておる農業の種類は何でしょうか。

○政府委員(松山光治君) 我が国の場合、高温多湿で病害虫なり雑草の発生が非常に多い気候条件である、こういうことで、ゴルフ場におきましては私は可能だと思うんで。いわゆる十八ホールは不可能だということははつきりしているんですけども、それが想定しておる方法で、民間企業ならば、

○政府委員(堀越君) ただいま先生お触れになりました例で申しますと、練習をするといった面で

○細谷昭雄君 恐らくリゾート法におけるところ

のゴルフ場にしても、それから今回の法案によるところのいろんな保健施設、こういう中でも今言ったような広場だとか、それからそういうゴルフ練習場だとかミニゴルフ場とかいう形のものは、これは自然にできると思うんですよ、これはもうお話しを望んでおるというところもありますので。

したがつて、それはきちっとした基準なり、きちっとした林野を守つていくという観点の中で今お話しのとおりやられるのは結構だと思います。問題は、環境保護団体等で指摘しておる点は、ゴルフ場そのものじゃなくてゴルフ場の薬害の問題だと思うんですね。この薬害の問題、農薬の問題についてお伺いしたいと思うわけです。

今、こういうゴルフ場に対して日本で使われておる農薬の種類は何でしょうか。

○政府委員(松山光治君) 我が国の場合、高温多湿で病害虫なり雑草の発生が非常に多い気候条件である、こういうことで、ゴルフ場におきましておる農薬の種類は何でしょうか。

○政府委員(堀越君) ただいま先生お触れになりました例で申しますと、練習をするといった面で

今では共済組合、こういった共同防除ということ

でかなり影響を考えながら使つてあるというのが実情なんです。ところが、ゴルフ場といふのは一つの経営者、経営体でやっておる、法人がやっておるというのが多いわけです。したがつてそこに、つくる方の製薬会社とか売る方の場合までの規制はあると思うんですが、どんなふうに使われておるのか、どういうふうな環境の中であれしてかかるのか、ということに規制は及ばないのじやないかというふうに思うんですよ。その点ではどうで

しょう。

○政府委員(松山光治君) これも県からの報告でございますけれども、除草剤につきましてはフェアウエーなりラフを中心して散布されてございます。秋一回ぐらい、あとスポット的な処理が数回あります。グリーンでは少ないようございます。基幹的な全面的な散布と申しましようか、これは春、秋一回ぐらい、あとスポット的な処理が数回あります。そういうふうな実態だというふうに承知をいたしております。

それほど農耕地とは違わないというふうに承知はしておるわけございますが、今先生から御指摘のございましたように、全体としての農薬取締法の体系は、御案内のように安全性の問題につきまして関係省庁で定めました基準等に即して厳正に検査し、安全性を確認いたしました農薬の使用方法を定めて登録をいたしておるわけでありました。問題は、その登録されまし農薬が適正に使用されるということが極めて重要であろう、このように考えておるわけでございますが、私ども、最近におきますこの問題についての関心の高まり等も頭に置きながら、特に昨年来この関係の指導の強化に努めてございます。

特に、昨年は特別の通達も発しまして都道府県を通じてこれを指導しておるわけでございますが、各都道府県段階におきましても国の指導を受けまして、個々のゴルフ場に対する文書指導なりあるいは指導要綱を定めるとか、それからグリーンキーパーなんかを対象とした講習会を開くといふ形で趣旨の徹底を図っております。ただ、残念

なことに一部不適切な使用実態が見られる例もございました。これについては直ちに個別事例に即した適正使用の指導を行ったところでございました。

また、ことしの八月には民間の関係者によりまして、こういったゴルフ場等の農耕地以外の緑地におきます農業の安全対策を推進する団体といったしまして緑の安全推進協会というのができたわけでございまして、私ども、従来からの都道府県を通ずる指導のほかに、こういった団体との連携も図りながら農業の安全使用ということについての徹底を一層図ってまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○細谷昭雄君 本法案とゴルフ場は直接は関係がありませんので深入りするのもなんだと思うんですが、実際にこういうふうな法案ができると、今お話ししましたとおり、リゾートの周辺でどんどんそういうふうな状況が出てくる、これはもういたし方ない要因だと思うんです。したがって、ミニゴルフ場とか練習場とかいうふうなところがどんどん出てくる。私は、リゾート法によるところのゴルフ場も含めまして、これは決して農水省の責任じゃなくてむしろ環境庁の問題であろうかと思うんですが、これは別の機会にもなりますけれども、全体の森林、全体の自然環境を本当の意味で人間がその保健機能を享受するということであれば、少なくとも農業みたいなものはまかないという原則をやはり打ち立ててもらいたいものだと思うんですよ。

そこに行つてキノコをとる、タケノコをとる、ワラビをとる、ゼンマイをとる、それが一つの保健機能なんですね。それを、いわゆる施設をつくりますと当然除草剤をまく、殺虫剤をまく、当然なんですよ。それを両立させるということがいかに難しいか。だから、やっぱり環境団体みたいに鋭い批判勢力もなくちゃいけないというふうに思っています。

そんなことで、この法案をめぐってはいろんな副次的な問題が出てくることが予想されるんであります。

す。ですから、本法案とは余り関係のないゴルフ場、それに類似したそういうものの出てくることを予想しながら万全の対策をひとつとつていただきたい、このことをこの法案審議に当たりまして強く皆さん方にお願いしたい、こんなふうに思います。

次に、先ほどからずっと議論をしてまいりましたけれども、この点があるから大丈夫だということで、総量規制と技術的基準がございます。そこでこの総量規制と技術的基準についてお伺いしたいと思うのですが、まず最初に総量規制についてあります。

○政府委員(鶴澤君) 対象森林面積規模は大体目安をどのくらいに置かれておるのか、これを伺いたいと思います。

○政府委員(鶴澤君) この対象となる森林でございますけれども、これは具体的には、都道府県知事が地域森林計画を定めます中で保健機能森林の区域等を定めますが、その中に森林所有者の森林施業計画として決められるということをございます。

したがいまして、その面積の目安というものを特に示しておるものではございません。ただその場合、総量規制で対象森林面積が大規模にわたる場合には、例えば下流域の集落等の分布状況からいたしまして特定の流域に集中するということがあってはならぬというようなことは当然考えられますので、その流域等に配慮をいたしまして、小流域ごと、およそ五十ヘクタール程度、狭いところから相当広いところがあらうかと

思いますが、平均的には五十ヘクタール程度の小流域ごとに適用をしていいらしいのではないかと考えております。一言で申しますと、総量規制の面積そのものはございませんけれども、中仕切りを設けて適切に対応していく必要があらうかと考えております。

○細谷昭雄君 この総量規制をするということは、何といいますか、総量規制そのものは何を意図するのか。これは大変大事な基準になるというわけですが、最もここが大事なんですよと言いた

いは何でしょう。

○政府委員(鶴澤君) この総量規制の趣旨は、対象森林面積に占める森林保健施設の面積の比率として適正なものでなければならぬということですけれども、その低下分は森林施業の適切な実施によって十分補完し得る範囲にするということであら、一定の低下分は避けられないわけでございます。

そこで、具体的な数字をいたしますと、裸地状態の利用では一〇%以内、植生状態の利用の場合には三〇%以内ということがまた適切な運用の上で必要であるうかと思います。

○細谷昭雄君 総量規制について上限がないという点は大変問題だと。これは衆議院の審議の段階でもいろいろ議論されたようではありますけれども、上限のない総量規制というのは物によって変幻自在ということになるわけであります。ケース・バイ・ケースという形で処理されるということがあります。

○細谷昭雄君 総量規制について上限がないといふことがあってはならぬというようなことは当然考えられますので、その流域等に配慮をいたしまして、小流域ごと、およそ五十ヘクタール程度、狭いところから相当広いところがあらうかと考えております。小流域五十ヘクタールが森林対象面積など、それの今言ったようなパーセンテージということになりますが、それはやっぱり物によりけりであります。小流域五十ヘクタールが森林対象面積など、それの今言ったようなパーセンテージといふことになりますが、それはやはり物によりけりであります。小流域五十ヘクタールを大体上限と考えたところではございません。

○細谷昭雄君 なれば、今御心配の点は、例えば総量規制の場合には先ほど申し上げました小流域ごとの適用といふようなことでございまして、区域が広過ぎるがために弊害が生ずるということは想定しているところではございません。

○政府委員(鶴澤君) 現実に今各地で行われ始めておりますこういったケースにつきましては、大体十ヘクタール程度から数百ヘクタール程度とい

つた規模のものでございまして、いろいろあるわけでございます。これは結局、その地域の実情でございますとか関係者の創意工夫を生かしていくべきことから出てきておりまして、一律に対象森林面積の上限を決めてしまってはいかがかといふふうに考えております。

それでは、そういうことをいたしませんと実際には支障が生ずるおそれがある、こういう御指摘かもしれませんけれども、この計画 자체は森林法の中で森林施業計画として決められるわけでございまして、都道府県知事の認定の際に十分審査を受けるものでございます。また、関係市町村長の意見でござりますとか、そういった森林所有者の主体责任にまた根拠を置くものであるといった点から申しましてもおのずから限界はあるのじゃないか。また、個別施設の基準等もございまして、あるいは総量規制等もござりますので、無制限に対するは森林が認定されるということは、実態の上では非常に考えにくいのじゃないかというふうに思います。

なれば、今御心配の点は、例えば総量規制の場合には先ほど申し上げました小流域ごとの適用といふようなことでございまして、区域が広過ぎるがために弊害が生ずるということは想定しているところではございません。

○細谷昭雄君 ちょっとと確認しておきたいと思うのですが、この総量規制が言うなれば対象面積おおよそ小流域五十ヘクタールを大体上限と考えた場合、裸地状態の場合が五ヘクタール、それから植生状態の利用で十五ヘクタール、こうしたことになるわけです。この五ヘクタールなり十五ヘクタールを伐採した場合に、実際問題として、前にもおきたいと思うんです。そこが保安林である場合、これはもうできないわけですね。そこは確認しておきたいと思うんです。そこが保安林である場合、十五ヘクタールないしは五ヘクタール、まさかのぼって考えた場合にそこが保安林である場合はこれはもうできないわけですね。そこは確認しておきたいと思うんです。そこが保安林である場合、十五ヘクタールないしは五ヘクタール、ま

よ。そこら辺はどうなんですか。

○政府委員(鷹賀君) 保安林につきましては、御承知のとおり、その保安林の種類に応じまして指定施業要件が既に定められておるわけでございまして、どのぐらい切れるのか切れないのか、切れる場合にはどこまで切れるのか、こういうことがはつきりしております。したがいまして、これは個々の森林に応じましてできるできない、どこまでできるかということが決まってこようかと思います。

○細谷昭雄君 次は、技術的基準についてお伺いしたいと思うんですが、技術的基準の中間報告がありましたね。この中間報告が、やがて省令で決めるというところの技術的基準策定とどういう関連を持つてあるんでしょうか。

○政府委員(鷹賀君) ただいま御指摘がありましたように、私どもこの基準の策定のために、専門家でございます大学の先生あるいは研究者から成ります、森林の保全機能増進に関する技術基準研究会というものを開かせていただきまして、技術的観点からの検討をお願いしたわけでございまして、その中間報告もいたしております。具体的にこれをもとにいたしまして農林水産省令で基準として決めていきたい、こういうふうに考えております。

○細谷昭雄君 この中間報告についていろいろ批判されている向きもあるようです。これはもう技術的基準というのは全く基準になるわけでありますので、極めて重要な基準、尺度だというふうに思はうわけです。その尺度そのものを批判されるということになりますと大変な問題になる。学者の方々だからばかりの基準も渡してもらいましたが、私たちはそういう学者の皆さん方がどういうお立場のふうな人もおるわけです。ただ、今までの森林法における林地開発の基準と比べますとかなり厳しいものになつていることは事実なんです、私、素人から見ますと。ただ専門家から見ますと、この

ような押し寄せる開発行為のラッシュの中で一体これでいいのかという批判があるわけです。これは事実なんですよ。

したがって、この基準というのは、今のところ

中間報告ということではまだ策定しておりませんが、極めて重要なふうに思うわけであります。ですから、こういうふうな専門家の批判にたえ得るものでなければならぬ、基準というものは、その点で、中間報告からやがて省令で決定をするという段階で、今後どういう手続と、それに

対してどういうふうな検討を加えていかれるの

が、このことをお示し願いたいと思います。

○政府委員(鷹賀君) この中間報告は、先ほど申し上げましたように、森林の保全等に関しますそ

の道の専門家も必要な分野の方々は網羅いたしま

して、純技術的な観點から検討をしていただいた

わけでございます。これまでの研究成果、あるい

は山地の災害実例等々についても十分検討を加えられまして、現在の科学的な知見に基づいて決められた結果を出していただいたの

じやないかというふうに私どもは考えておりま

す。

中間報告とということではありますけれども、今

後補完的なお細かい事項で御検討いただくこと

はあるかもしれません、今先生もごらんいただ

いたようありますけれども、そのメンバーによ

つて決められたその内容につきましては、これは

そのまま省令で決めさせたいみたいといふふうに考えておるところでござります。

○細谷昭雄君 老婆心ながら、今言ったような状況がありますので十二分にひとつ慎重に、他から批判をされないような基準策定、これは省令だと

いうふうに言つておりますから、省令を定める場合には、私は十分な配慮が必要だというふうに指

摘要したいと思うわけであります。

そこで本法案以外の、例えは林地開発許可をす

る際の判断要件として今後この技術的基準が準用

されるのかどうか、これを確かめておきたいと思

います。

○政府委員(鷹賀君) 林地開発許可制度におきま

しては、御承知のとおり、現在災害の防止あるいは水源涵養の機能、さらには生活環境の保全といつた点に支障を及ぼさないように配慮しながら適正な運用を指導しておられます。このたび、本

法案で総量規制なり技術的基準につきましてこれまでになかった細かな、的確な、数量的な基準を設ける、こういうことでございますので、これは

森林の森林性を失わずに森林状態を維持するといふ必要性を基礎にいたしまして、いろいろ判断されてきたということで、これ 자체は当然のこと

ございますが、本法案の計画の認定に当たつての基準として今後使っていくことでございま

す。

ただ、これまで行つております林地開発許可制

度の運用についてどうかといった点でありますけ

れども、一般的に、現在の社会経済の発展あるい

は国土開発の現状等々からいたしました

っている公益的機能がますます重要である。こう

いった指もある中でございまして、秩序ある適

切な林地開発というものに一層心がけなければな

らないといった情勢と心得ておりますので、これ

を機会に林地開発許可制度の具体的な運用の見直

しについても点検をしてみまして、必要があれば

その改善を図るということも考えておきたいと思

っております。

○細谷昭雄君 わかりました。ぜひひとつ検討を

お願いしたいと思います。

問題は、私たちずっといろいろ検討してみまし

たが、何といつても今回の法案で重要な点はこの

総量規制と技術的基準なんですよ。それで、私た

ちこれはぜひとも林野庁として考えてもらいたい

い、こう思いますのは、この技術基準はいわゆる

省令という形で公布されるわけです。この省令を

決定する手続において注文をつけたいのは、諮問

機関をはつきりつくつてもらいたい。学識経験者

のほうは、どうだらうという形で一応案を出すわ

けです。そうしたらやっぱりいろんな批判にたえ

る諮問機関をつくっていく、それにオーケーを出

す、チェックをするという機関は絶対必要だ、こ

ういうふうに思うわけです。我が党としてはぜひ

ともこの点をひとつ要望したい。

その中には、環境問題や何かで運動しているよ

うな団体の代表、自然環境にあれしている全国的

な団体もあると思うんですよ、そういう方々の代

表なんかも入れた形で、全国民がやっぱり山を守

つていく、そういう意味での権威ある諮問機関と

いうのが技術基準を省令で定める場合絶対必要に

なるということが一つです。

そして、これは万古不易なものじゃないと思う

んです。やっぱり状況に応じてもっと厳しくしな

ければならないという場合だつてあり得ると思う

んですね。したがって、私は見直しをする場合に

当然この諮問機関が対応しなくちゃいけない、こ

う思います。

そして第三に、運用に当たりましては地元の市

町村や住民等の意見が反映されるようなそういう

措置がどうしても必要だ。この三点をぜひとも要

望したいと思うわけですが、ひとつ農林水

産省の、何といいますか、我々が心配しておる点

は絶対心配ありませんよという意味でのきちっと

した対応をお願いしたい、こう思ふんですが、い

かがでしようか。

○政府委員(鷹賀君) まず、総量規制と技術基準

を定める省令を制定するに当たつて、審議会を設

けて意見を聞くべきではないかといつた点でござ

りますけれども、私どもこの省令を決めるに當た

りますして、先ほど申し上げました研究会によつて

おりまして、科学的、技術的には十分な検討を加えて、現在に

おけるこれはベストのものであるというふうに思

っていますが、なお御注意の点につきまして

中央森林審議会におかけするということになつて

おりますので、それとあわせまして、中央森林審

議会にこの総量規制あるいは技術基準等につきま

してお伺いをして、意見を聞くという運用を考

それからなお、この基準等の変更でござりますけれども、これは現在の科学的な知見あるいは研究レベルといったものにまた進歩が見られるということがあれば格別でござりますけれども、そういうことがない限りは、今回策定した基準で今後いうことがない限りは、今回策定した基準で今後やつていこう。特に現時点でこれを変更しなきやいかぬ、こういうようなことを予断を持つてゐるわけではございません。また、地域の意見を十分聞きながら運用していくべきだ、こういう御注文ながらやつてまいりたいと思います。

いわれある中央森林審議会でそぞろに選用のさ

とを考えたいと思います。次に、チェック機能の問題を監視機能とあわせましてお同いしたいと思うのですが、本法案によ

れば、保健機能増進計画、これのチニックは今言つた総量規制と技術的基準をクリアしさえすれば、

ば、申請者がだれであろうが、いわば土地の持ち主であれないのであれば、森林組合であれ、こ

の二つをクリアできれば、これは建築基準法と同じように許可をすることになると思うんですよ。

そこで、何回も言うようですが、だからこそ都道府県知事の認可が極めて重要だと。この

基準さえよければ、それでクリアできればもう認可せざるを得ない。知事のいろんな社会的な、それから地域的な、そんなことは余り関係ない、基

準さえ達すれば許可だという性質のものだと思うんですね。その点で、森林審議会等の機関による

慎重な認定、こういったものがやっぱり必要ですし、実施後の監視体制というものは私は余り意味がないと思うんです、実を言えば。衆議院でね、ト

ロールをもつとあやして一生懸命監視するということだそうですが、切ってしまえば監視なんかし

ても後は生えてこないんですよ。したがって、私は監視体制よりもむしろ認定の段階が必要ではないのかというふうに思うんです。

○政府委員(鷹巣君) 県の森林審議会に対しましては、県知事が地域森林計画を立てるとか変更するとかの場合にこれをかけるということは、先ほど申し上げたとおりでございますが、ただいまのところは、森林保健機能増進計画を森林施業計画として認定するといった際にもこれは大いに活用すべきである、こういう御意見かと思ひます。その点は私どもも、運用上必要がある場合にはその審議会あるいは市町村長等の意見を徵するような指導をしてまいりたいと思います。

○細谷昭雄君 次に、この計画に対する違反罰則が規定されております。いわゆる二十万円以下の罰金ですが、これは罰金でこの違反を取り締まるということは私は不可能だと思うんです。私も秋田ですが、かつて秋田杉という藩政時代に佐竹義が大変な力を入れた、それから木曽のヒノキにしても、紀州、和歌山の木材にしましても大変な薩摩らしい、死罪をもつてする罰則を決めておったといふふうに言われるわけであります。幕藩体制のものとであい、うふうな美林を保つといふのはそれなりのあれがあつたと思うんですけども、現代において、これは刑罰の整合性からしてまさか死刑だなんてことはできっこないわけであります、二十万円以下の罰金で、この世の中のもうけ主義の連中の多いときだ規制するなんていうのは不可能なさいと言ふのではありませんけれども、罰則よりも認定に重点を置くべきじゃないのかといふとについてのお考えをお伺いしたいと思います。

ですから、罰則でこれを守らせるということ是不可能に近いわけでありますので、したがって、違反の歎止めは何としても認定のスタートのところだと私は思うんです。この点を特に感じるわけでありますので、その点、罰則について強化しなさいと言うのではありませんけれども、罰則によるというようなそういう運用が考えられないものか。そういうことについてどうでしよう。

○政府委員(齋藤君) 衆議院の御指摘はよくわかるところでございます。いずれ計画どおりの整備を進めるということは、基本でございますので、これが認定をされましたならば、その線に沿つて適切な整備が行われるよう、指導に全力を擧げるということが最も重要かと思います。

なお、罰則につきましては、確かに重いとか軽いとかという御論議があるわけですが、この罰則自体は、森林計画制度を下敷きにいたしまして現在決められております森林法の罰則の適用、こうしたことになりますし、また、御指摘もございましたようにほかの、横並びと申しますか、体系全体の中におきます位置づけもございまするのですから、どうしてもいたし方ない場合に、こういった監督命令、それからそれに続く罰則、こういう制度に依存いたしますわけですが、そうなる前に、認定の段階またその指導の段階等で十分な配慮をすることが肝要かと思います。

○細谷昭雄君 森林組合についてお伺いしたいと思うんです。

森林組合の現状というのは、先ほど参考人の常務理事さんのお話をお聞きしましても非常に大変だらうなど、いろいろなふうに思うわけでありますし、私自身も先祖代々の非常にちっぽけな山ですけれども繙がせられております関係で、全部森林組合に委託しているんです。私も一組合員であります。ただ実情を申し上げますと、森林組合の組合員といふのは、一体だれのために金を払っているのかといふような気がするわけです。非常にちっぽけな山にすぎませんけれども、毎年毎年分担金、そして植林をした、造林をしたという政府からの借金、これを毎年返していく。そしてそのほかに、そういう施業を委託しておりますた点で毎年金を引き去られているんですよ。そしてここ当分、私の孫かそこら辺まで全然收入はない。

元来、今の資本主義社会の中で山を育てるなんということは、経済的な感覚を持っておつたらだれもやれませんよ、これは。したがって、私が森林組合に金を払っているのは一体だれのためなん

う出ております自然を守るとか水の涵養とか、そんな公共の福祉のために私は金を出しておるような感じなんですよ。それの集まりなんです、森林組合というのは。したがつて、だれかの委託を受けてないと存続できないという組合なんです。しかもその委託する我々は、まるで今の近代資本主義の中からしてみますと到底ばららしい、そういう投資をしておるという状況なんです。

ですから、この森林組合の状況というのは大変な問題を含んでいると思うんですが、現状をどのようになりますか、このことをまずお聞きしたいと思うわけです。

○政府委員(堀滋君) 森林組合でございますが、現在千七百四十六組合設立を見ております。これが民有林におきます林業生産活動に次第に力をつけておるものも事実でございまして、造林で八割、間伐で六割、素材生産で二割、こういった割合を占めております。地域によってこの活動状況はさまざまでござりますけれども、地域林業の中核的扱い手として大きな役割を果たしているという評価はでけるのではないかと思います。また、その地域の林家の組織といいたしまして、地域の特色を生かしました山菜でござりますとか特用林産物の加工の面でも役割を演じておりますし、また、本法案に関連いたします森林レクリエーション等についても力を入れている組合もふえてきておりますという実態にあるわけでございます。

ただしかしながら、全体として見ました場合に、まだ半分を超える六割の組合は常勤労働員数が多いわけでございます。また、林業生産を直接担います労務班につきましても、作業労務班員が一千万以下といふ組合は払込み済みの出資金が減少いたしますとか高齢化いたしますとかといった問題も抱えております。したがいまして、そういった中で、これからますます地域の森林の適正管理の扱い手といった点で重視をして育成してい

かなければならぬことでござりますの
で、國の助成指導の面につきましても、また生産
基盤の強化等々と相ましましてこの取り組みを一
層強化していかなければならないのではないかと
考えております。

○細谷昭雄君 今森林組合にとって必要なこと
は、私は二つあると思います。

一つは、私たち組合員にやっぱり林や山を育て
ようという意欲をどう持たせるか、これはもう根
本的な問題なんですね。今の私には全くその気持
ちがないというのが本当だと思うんです。全くば
からしいというふうな感じしかねないんです。した
がって、それほど意欲を持たせるかということ
になりますと、これは大変な金が必要だということ
だとと思うんです。今のところは、十年後でない
と投資が返つてこない、そんな状態で意欲を起こ
させるというのは不可能ですから。

残念ながらこの森林組合を見ますと、私のよう
な零細の山林地主が非常に多いわけです。大きい
山林地主というのは非常に少い。しかも、今の
民有林の現状を見ますと大変ないわゆる法人で所
有されているというのが非常に多いわけです。そ
の点の実情からしますと、森林組合の組合員がい
わば意欲を持つてやることはかなり難しい
んですよ。ですから、それをどうするかということ
とは、私はやっぱり予算とか財政に尽きたると思
います。

そして第二は、森林組合の職員の質と待遇の問
題があるんです。森林組合の皆さん方はさつき言
ひましたような造林でも間伐でも黙々とやってく
れていますが、その待遇たるやまだまだ大変低
いんです。したがって、技術水準もこれはまだま
だ低いものがござります。ですから森林組合を本
当に育てるのならば、しっかりと職員に対する
待遇、身分、これを保障してやること、
同時に技術的にも高い技術を身につけさせれるよう
なそういう施策、これが林野庁としても必要じゃ
ないかと思うんです。この両面があるんですね。
この両面に対してもどのように考えておられるの

か、そしてこれは具体的には平成二年度予算につ
いてどういうふうな要求をされておるのか、この
ことがお聞きしたい点なんです。

つけ加えて言いますと、私は今回の法案によつ
て、先ほど参考人に対する御質疑もございました
が、森林組合がもうけ仕事に走ることのないよう
に、必ず本来の組合員のやっぱり林、山を守つて
いくというところに足を踏ん張つて、そしてその
上で都会の人間との交流を図つていく、この主旨
を忘れさせてはならないというふうに思うわけで
す。そういうふうな指導もどういうふうにお考え
なのか。予算を通じまして、あわせてもう一つお
知らせ願いたいと思います。

○政府委員(齋藤君) まず、森林組合に造林ある
いは森林管理に対する意欲をもつと喚起させて取
り組んでいただく必要があるということにつきま
してはそのとおりでございまして、私どももこれ
まで各種の補助制度あるいは融資、こういった政
策に当たりましては、森林組合を中心とする手に
位置づけましてその対象としてきております。

〔委員長退席 理事北修二君着席〕

林構あるいは森林総合整備事業、こういうたとこ
ろにおきましても、市町村あるいは森林組合が地
域で連携して進めていただくようによつてことを
中心に対策を進めてきておるところでございま
す。

またしかしながら、現状はなかなか厳しいとい
うお話をそのとおりでござりますけれども、これ
はやはりその地域により指導者を得まして、前向
きに将来に向かつて頑張つておられるという事例
も多々見られるところでございまして、そういう
た意味合いにおきまして、役職員の育成が非常に
大事であるといった点も御指摘のとおりであらう
かと思います。そこで、この役職員の資質の向上
と、またそれを通じて森林組合系統の強化を図つ
ていくということをねらいとしたしまして各種の
研修事業等に力を入れておるところでございまし
て、機械化等の林業技術あるいは労働安全衛生、
さらには最近の電算化等がございますとか、金融、

税制、経理関係の事務等にわたりまして研修を強
化しておるところでございます。

また、予算の上におきましても、今後そついつ
取り組みを一層助長するように、また森林組合
が本来林業生産活動を通じて活性化していくとい
うことも十分念頭に置いた取り組みを進めてま
りたいと考えております。

○細谷昭雄君 ゼひとつ、森林組合の状況は把
握されている状況以上に深刻なものがあるよう
に私は見ております。例えば、所得税の減税につ
きましても、現在あるところでは、森林施設計画に
基づく伐採等による収入金額の二〇%相当の金額
を控除できるという特別控除制度、山林を現物出
資した場合の納期限の特例、こういった二つの措
置、それから相続税、特別土地保有税、法人税、
こういうのがありますけれども、いわゆる小規模
森林所有者とかそれから零細な森林組合の組合員
等に対するそういう減免措置、こういったものも
もつともっと検討してもらいたいものだ、こんな
ふうに思うわけです。この点は要望として出して
おきたいと思います。

最後ですが、国有林の問題についての取り組み
についてお伺いしたいと思います。二つあります
ので、後の方は大臣にぜひ御答弁をお願いいた
い、こう思います。

まず最初に、本法案の基本方針が定められた場
合、国有林にもそれが及ぶかどうか、及ぶとす
ればどのように取り組まれるつもりなのか、この
点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(齋藤君) この法案に基づきます森林
整備に関する基本方針につきましては、当然日本
の森林全体、すなわち国有林にまで及ぶものでござ
ります。国有林も含めた森林の保健機能の増進
に関する基本的な事項が定められますので、国有
林につきましても、自然探勝あるいはスポーツ、
文化活動等の利用に供することが適当と認められ
ています。国有林の保健機能の増進
については、あのとおり林野特別会計という形で大
事に思っています。そこで、この時期をとらえてひとつ大臣にぜひ
お願いしたいと思いますのは、国有林野の財政と
森林につきましては、その整備を適切に実施し
て、守る、水の涵養、しかもその上に国民の保健機能
を確保する、この両面がござります。このように、自然を
守る、水の涵養、しかもその上に国民の保健機能

の享受、こういふ多角的な価値観を持つておる森林に対する財政措置としては、これは極めて寒心にたえないという状況だと思うんです。いわゆる独立採算ですから、売る物がない。もちろん山そのものを売ってしまうと大変な財産が残るというふうに言われておりますが、これはもう大変な話なんですね。

そこで、このよろしい國民が森林から受けける、國有林を含めまして山や自然から受けけるといふプラス、このプラスにかんがみて、やっぱりここら辺で不足分を一般財源から繰り入れていくと、これを検討する時期に来たのではないか、このように思うんですよ。そのことについてひとつ、今回の法案が具体的に可決をして成立した場合に当然平成二年度で皆さん方がいろいろな点で予算要求をされると思うんですが、それとあわせまして、こういう林野特別会計という形の窮屈な、しかも國民のニーズにこたえることができない財政状況のことをやっぱり大胆に國民の前に明らかにしていくことが必要だと思うんです。

我々農林水産委員は党派を超えて、これはもう林野庁なり農水省の応援団だ、というようと思つております。ぜひともひとつそういう前向きの検討を願いたいというふうに思ひますし、この機会に大臣の決意なり来年度予算に対する姿勢というのをお伺いして質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 国有林野事業につきましては基本的には独立採算で運営すべきである、このよろしいことになつておるわけでござりますが、現下の厳しい財政状況にかんがみまして、臨時なものでござりますけれども、いろいろと施策を講じてきておるわけであります。また、平成元年度におきましても、六十二年度の改定強化しました改善計画に基づきまして、いろいろな自主的改革努力の一層の徹底を図ることを基本としたがら財政措置を講ずることとしたしておるわけで

ございますが、いずれにいたしましても、厳しさは先生の今申されたとおり増しておるわけでございます。そのよろしいことから、やはり基本的に經營の健全性の確立をしていかなければなりません。そのよろしいことで、林政審に対しまして総括的な検討をお願いしているところでございます。

○細谷昭雄君 終わります。

○上野雄文君 私からは、同僚の細谷委員が随分各般にわたって質問をいたしましたので、総論的なことでお尋ねをいたしたいと思うんです。

今度のこの立法措置について私なりに考えたんですけれども、森林林業を取り巻いている情勢は本当に厳しい。外圧でというよりも、安い材木を輸入していることに頼っておりますから林業経営がどんどん苦しくなってくる。これはかつての林野の全体を通じての合理化計画のときでも議論をしたわけがありますが、皮肉な言い方をして大変恐縮ですが、こういう手法を取り入れながら山村地帯の活性化を図るということをうたっていますが、とりようによつてはもう林業はだめなんだといふことを何か宣言するような法律になつちやうんじやないかなという気がしてならないんですね。怒らないで聞いてもらいたいと思うんですけど、それでも、その辺のとらえ方といいますか、それにについて所感を述べてもらいたいと思うんですけれども。

【理事北修二君退席、委員長着席】

○政府委員(齋藤君) 現在の森林林業をめぐる状況が大変厳しいものである、したがつて、その関係者の間にもなかなか意欲がわいてこないのでないか、こういう御指摘でございます。

この現状の厳しさは、私どもそのとおり考えてある、こういったことは変わりないと思うわけでございます上で、山村が自分の力を発揮してこれを進めると、どうしても、川下とおっしゃいましたけれども、都市の住民の理解と支持を得な

ども、そういうものを克服して林業経営の活性化を図ろう、あるいはまた木材生産に加えて地域資源を活用した前向きの取り組みをしていく、こういふこと、まだ引き合いが来ているのはゴルフ場だけぐらいで、というのが非常に印象的に私の頭に残つてゐるわけです。皆さんの方で期待している工夫を生かしながら、国産材については供給量のまとまりを確保しますとか、品質の安定を図りますとか、高付加価値化を図りますとか、それから特用林産物等はもちろんでありますけれども、今回のような森林を森林資源として活用して、これを地域の活性化につなげて、こういうことをも含めて、今や山村の資源とエネルギーを最大限発揮いたしまして、おっしゃるとおり難しい難局に際してその打開を図つていただきたい、全力を尽くしたい、こう考へておるところであります。

○上野雄文君 活性化の方法、いろんなことが考えられてきて、今までいろんな議論があつたと思うんです。川上に対して川下の協力を求めるとか、そういう議論があつたわけですから、いよいよそういうことではもうだめなんで、今までのような手法で、そこにある資本だけではダメですから、言うなら山村以外のところから金を導入するというような発想があるのではないかなどといふふうに思つたけれども、従前の川上、川下との協力関係をつくり上げて、こうじやないかと

いう方針は変更ないんですか。

○政府委員(齋藤君) 山村地域の活性化を図つていきます上で、山村が自分の力を発揮してこれを進めると、どうしても、川下とおっしゃいましたけれども、都市の住民の理解と支持を得な

ども、それを進めていくことが効果的である、必要である、こういったことは変わらないと思うわけでございます。対外関係、外材との競合の問題、代替材との競合の問題等々ございます。そういう中で、やはり外材にも負けないような足腰の強い木の安定供給体制をつくつていかなければならぬ、こういふことで諸施策の充実強化に努めていきます。さつき長官は、開発が山に押し寄せてくると言つておられる、ほどの地域で今後こういったことに取り組まれるところについては、この法律がいろいろな面で役に立つて、かつその必要な施設の整備を進めます。これを一体として進めることが山村の側からも必要なことであるし、また都会から訪れる人々にも魅力、かつその必要な施設の整備を進めます。これを園、こういった事例もございますけれども、そういったところを見聞いたりするにつけても、やはり森林の整備というものが一方であつても、やはり森林の整備といつては、これまで新潟県の越後小国森林公園、こういった事例もございますけれども、そういったところを見聞いたりするにつけても、やはり森林の整備といつては、これまで新潟県の越後小国森林公園、こういった事例もございますけれども、そういったところを見聞いたりするにつけても、やはり森林の整備といつては、これまで新潟県の越後小国森林公園、こういった事例もございますけれども、そういったところを見聞いたりするにつけても、やはり森林の整備といつては、これまで新潟県の越後小国森林公園、こういった事例もございますけれども、

○政府委員(齋藤君) 午前中の早川町の町長さんのお話を私もお伺いをいたしました。私の感じますのは、早川町の場合はこれまでにかなり森林の保健施設あるいはそれに類する施設の整備は進めてこられておりまして、相当その成果を上げておられるというふうに考へておられます。

私は実際に、例えば新潟県の越後小国森林公園、こういった事例もございますけれども、そ

のと並んで、新潟県の越後小国森林公園、こういった事例もございますけれども、そういったところを見聞いたりするにつけても、やはり森林の整備といつては、これまで新潟県の越後小国森林公園、こういった事例もございますけれども、

せつくると言つておられる、ほどの地域で今後こういったことに取り組まれるところについては、この法律がいろいろな面で役に立つて、かつその必要な施設の整備を進めます。これを园、こういった事例もございますけれども、

配があるのでけれども。

「というのは、さつき細谷先生の質問じゃありませんが、細谷先生自身森林組合の組合員で、金ばかり取られちゃつて何ともどうも、だれか買つてくれるんだつたらという気持ちがないわけではないと思うんですね。そこへわざと押し寄せてくると大変な、山そのものが町の人たちに奪われてしまうというようなことが起こるのではないのかな、そういう心配が考えられるわけですけれども、こういう点については今度の法律との関係でどんなふうにお考えになつておられますか。」

○政府委員(堀滋君) このたびの法律につきましては、先ほど来る申し上げておりますように、

森林の保全が大きな眼目でございまして、保全を図りながらその有効活用を図るということでござ

ります。そのため、森林法の中の森林計画制度を活用いたしまして、この森林計画制度に対する規制は、丸々今回の計画なり計画の実行なりにかぶさつてくるわけでござります。それに加えまし

て知事の認定に当たりましての基準の設定、これがやはり厳しい基準として定められておりまし

て、それに違反と申しますか、違った事業を行おうということになりますと、森林法の傘の中で監

督権限も及ぶというような仕組みでござります。

したがいまして、これは、もともと山村の地域の皆さん自分が自分たちの主体性の中市町村長とか

森林組合とかいろいろ相談をする中で、物事を生み出していくためのルールとしてふさわしいものでございまして、おっしゃいますような金余りでありますとかいろんなほかの事情から、森林の土地について買い占めでありますとか乱開発でありますとか、そういうものの動機になるような性質のものはないのではないか、こういうふうに思ひます。

そこで、私どもはこの法律によつて、あくまで地域の主体性に基づいて適切な森林の利活用が進められるようないい精神で運用してまいりたいと思っております。

○上野雄文君 そこで、森林の保健機能の増進に関する特別措置法という名前ですね。「保健機能」

か。

これは、人間生活がみんな保健にかかわってくるので、保健機能というものは物すごく幅広く使われるというふうに思えるんですけど、どうい

うふうに理解したらいいか、その定義というか、そのことについてお聞かせをいただきたいと思いま

す。

○政府委員(堀滋君) この「保健機能」ないし

「公衆の保健」といった文言 자체は、現在の森林

法ないしは森林組合法の中にも使用例がございま

すけれども、やはり森林浴でござりますとかレク

リエーションといった保健休養の場として森林が利

用に供される、またそこを訪れる人たちに快適な環境を提供する、さらには森林自体が気象条件

の緩和でありますとか、じんあい、ばい煙等のろ過作用の働きによって不特定多数の人々の保健の確保の役に立つ、こういう意味があるということ

で一般に理解されておると考えております。

○上野雄文君 そうすると、やっぱり森林浴だと

かどろのこうのというお話があつても、とめどなく人間生活にかかわりがあつて、これは保健機能

といふものにみんな結びつけていけば何でも該当するのではないかというふうに理解していいんで

すか。

○政府委員(堀滋君) 保健機能についての範囲と申しますが、どこまで保健機能であるかというこ

とは、おっしゃいますように人の生存に關係をいたしますが、広範囲に及ぶ話にならうかと思ひます

が、本法でこの保健機能ないしは保健機能森林、それからまた保健機能増進計画ということで実現

をしようとしておるものにつきましては、あくまでも森林における保健機能ということでござい

ます。

○上野雄文君 政令での決め方としては、これ以外は違いますよといふふうに理解していいんで

すが、ざっとそんなものを頭に描きましたので政令

では実はその施設を定めるということになつてお

りますけれども、政令の定め方といたしましては、

とかいろいろ類するものは当然あらうかとは思ひますが、ざっとそんなものを頭に描きましたので政令

ではなくかと思います。もちろん附帯いたしますし、食堂でござりますとか、駐車場でござります

とかいろいろ類するものは当然あらうかとは思ひませんが、ざっとそんなものを頭に描きましたので政令

ではなくかと思います。もちろん附帯いたしますし、食堂でござりますとか、駐車場でござります

るわけですねけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(堀滋君) ただいまのお話は、都道府県知事が保健機能増進計画を森林施設計画として認定をする、その認定を受けましたら、その計画に従つて森林所有者等が森林の施設及び施設の整備を行う、こういう手続についてお触れになつた

と思います。

そこで、その認定が終わつたらあとは何をして

いいのかということでございますが、それはそ

ういうことではございませんで、その認定された

計画に沿つた施設あるいは施設の整備が要求され

るわけございます。それがまた、そのとおり行

われているかどうかということは、県なりあるいは

地城の中で十分トレースをされるところでござ

りますし、仮にその計画どおり行われないという

場合には、森林法に定められた監督権限が及

ぶ、こういうことでござりますよといふふうに御理解い

ただきたいと思います。

○上野雄文君 さらに、国有林は対象外になつて

いるだけれども、これらの事業を行つ場合に

「適切な配慮をする」ということがありますけれ

ども、これは一体どんなことを想定しておられる

のか、その点もお尋ねしておきたいと思うんで

す。

○政府委員(堀滋君) この法律は民有林の保健機

能の増進ということでござりますけれども、国有

林が隣接するような場合につきまして、一体とし

て森林あるいは施設を整備することによつてより

森林の保健機能の増進が図れると、こういうよう

なことがあります。そういうふうに思ひます

が、これにこたえる道を開くためにそういうふうに

文を置いているということでござります。

具体的には、国有林野事業との調整を図る必要があるわけでござりますけれども、国有林野法でございますとか、国有林野の活用に関する法律等に基づきまして、個別のケースによりますけれども、あるいは売り払い、貸し付け、使用許可、こういったことでその活用を図ることになると思いまます。

○国務大臣(鹿野道彦君) おほど来から、長官の方からお答えいたしておりますとおりに、あくまでも森林の保全に留意をする、そのような観点に立つていかなければならないわけでありまして、保健機能増進を図る上において、いろいろな施設の整備等々をやっていく場合は森林計画制度の一

○大塚清次郎君 環としてやつて行く、こういうふうなことであります。森林の保全に留意をしていかなければなりません。このことを考えながら運用を図つていくべきである、このように考えておるところであります。

○上野雄文君 先ほど、細谷委員から技術基準の問題について質問がありました。それで基本方針を定める段階で中央森林審議会であわせてお伺いをするようにしていただきたいという御答弁があり、私はそれなりに評価をしたいと思うんですけれども、やっぱり一部に将来、省令ですからこの技術基準が緩められてくるのではないかという心配があるわけですね。これらについては答弁で、特別の科学的な進歩がない限りは緩めるつもりはない、こういうふうに受けとめてよろしくうござい。

○政府委員(齋藤君) おっしゃるとおりでございまして、私ども今後、これは専ら科学的技術的な知見に基づいて定める基準でござりますので、それがもとと進歩してくるとかいった事情が生じたときは別でありますけれども、現段階で見直しを行ふ考えはございません。

量的制御と技術的な基準、これは都道府県知事の計画認定の判断につきまして、これは絶対的なものに等しいものになるのか、それとも例外をそこに置いて非常に幅広い彈力的な運用になるのか、これはそこで端的に伺いますけれども、いずれ省令が出てくると思います。その場合に、この総量規制、技術的な基準、これは都道府県知事の計画認定の判断につきまして、これは絶対的なものに等しいものになるのか、それとも例外をそこに置いて非常に幅広い彈力的な運用になるのか、これは

「林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る。」
「森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る。」
「森林保育施設につきましては、この法文の上でも
もとどこの基準を決めようとしております森
林保育施設につきましては、この法文の上でも

範囲内におきます省令でござりますから、御心配のよう将来緩められるとかそういうことはないと考えております。

○上野雄文君　大臣ね、山ではもう食つていけないという印象を与えるようなことがあつてはこれでは大変なことだと思いますし、山の果たすべき公益的な機能なんかについては、私が今さら申し上げるまでもないと思うんですが、今まで質問した事柄に関して大臣の所見を伺つて終わりにしたい

それを御指導なさるというようになるわけですが、そうなるとますます、都道府県の認定のプロセスの中に森林保全という強い担保措置をやつぱりここで入れていかないと、どうもこの辺が非常に問題になるんじやないか。と申しますのは、いわゆる異議申し立て等の地域内部からのみ

でそのとおり定めまして、そのとおり認定の基準についていただくというつもりでござります。
○大塙清次郎君 そうなつてまいりますと、都道府県の知事による認定、農林水産省はこの法律で

支の半蔵（はんざう）といふ、これに絶対的な命合（めいが）いものになるのか、それとも例外をそこに置いて非常に幅広い弾力（たんりょく）的な運用になるのか、これは非常に基本的な問題だと思いますので、簡単にお答えいただきたいと思います。

実はこの法案におきます森林の保全、その中での保健休養施設をそこに置いていく、この両立をさせますためにはやっぱりポイントは第六条の総量規制と技術的基準、これであるうと思います。そこで、端的に伺いますけれども、いざれ省令が出てくると思います。その場合に、この総量規制、技術的な基準、これは都道府県知事の計画認定の判断につきまして、これまで内なるものでございました

環としてやでいくこうしうふうなことであります。森林の保全に留意をしていかなければなりません。このことを考えながら運用を図っていくべきである、このように考えておるところであります。

○大塚清次郎君 それでは、法案の内容に立ち至つてのみ質問をいたします。

んなの意見、こういうものが施業計画にどう反映していくかという問題と、それから最近は公害、環境問題ですね、非常に外野の影響というのがまた後想定されてくる。こうしたことに対応するためには、ただある基準で、幾らか例外措置があるをどうかしませんが、認定しただけで、その後公動き、動向の中でもどうもそういう点が乖離していく

が上がるぬといふ事態があるわけで、それに対してもう一回も一緒にできるよう員外利用の制限をここで緩和をしたと、こういう趣旨でござります。

○大塚清次郎君 一般的には員外利用ということにつきましては、やっぱり組合のためにその割合が考えられなきやならぬが、員外利用の割合がどうなるのか、事業との関連でいかがですか。例えば、事業の利用率は農協法であれば二〇%以内とかいろいろな制限がありますね。ただ、それを天井なしでやるわけですか。

○政府委員(邊滋君) 現行では、御承知のとおり員外利用は本来の組合員利用と同量と申しますが、同じ程度ということでございますけれども、これは森林の状況からいたしますとそれを超える、こういう場合が予想されましてこの規定といふ

たしておるわけで。具体的には、やはりそこの地域地域によりましてどこまでなるのかということは決まつてゐるわけありますけれども、その制限はいたさないということですございます。

○大塚清次郎君 したがいまして、これはやつぱり法律的な整合性というものについて私は心配し

ておるわけですから、その点よくひとつ御検討を願いたいと、このように思います。

養利用のための助成措置について、これは非常に法が立派に施行されていくためには、また法の目的を達するためには必要だと思つております。太体森林を休養の場としてきちっとしたものにしていただき、しかも施設の利用密度を一過性のものじやなくて、だんだん高めていかなきゃならぬという積極的な面があると思つうだ。

そのためにこの法律は森林の保全という林の中
でそういうことをしよう、誇張しようということ
にあると思いますが、実はこの種のものについ
て、私はいろいろな事業主体がこれに取りかかつ
てやつてみても経済ベースにならなか乗りにくく
と思うんです。特に民活 デベロッパーでやる大
型のものについては乗りやすいわけですが、これ
は非常に乗りにくい事業になるのじゃないか。そ
うなつたら、一たん施設をつくってみても事業活
動の継続性、発展性がなくなるおそれがあるので
はないかということを大変に懸念するわけです。
それはやっぱり今の林業者、森林生産者の置か
れた経済的な立場、それから地域の活性化、振興
の立場、そういうものを考えると、これはよっぽ
ど強い助成、支えをしていかないと財政的な支え
と行政的な支えをしていかなきやならぬのではないか
かるうか、このように思つておるわけでございま
す。

う方が現場でなくなってしまっては角を矯めて牛を殺すことになりますはせぬかという懸念をするわけですが、そういう懸念については心配御無用といふことなのかどうか、ひとつ長官の御見解を承りたいと思います。

○政府委員(瀧澤君) 今御指摘のように、せっかく地域の資源を生かしてこれを所得あるいは就業の場として活用していくこと、ということをございまして、これが長続きするようにいろいろ指導、助成の面で考えるべきだ。こういう御指摘は私どももそのとおりと考えております。現実に収益を上げて經營者としてもこれが発展できるということ、これまでお話をうながしてまいりました。

はかなり関係者に努力をしていたかなければいけないということです。けれども、国としてもいろいろな面からこれを応援し、また後押しをしていく必要があると考えておるところでございます。

現在でも、森林の総合利用に関しましては、保健休養あるいは教育文化等の森林の機能を高度に高めるためのモデル的な整備ということで、森林とのふれあい環境整備対策事業あるいは体験の森造成、整備事業といったものも実施しておりますし、また、国土保全機能とあわせまして保健休養機能を高度に發揮させるといったことで、自然林の造成、改良等についても助成を行つております。また、本年度からは複合機能森林活性化緊急対策という事業を行いますとか、あるいは農林漁業金融公庫の森林レクリエーション施設の融資限度の拡大とか、こういうこともいたしておるところでございます。

○大塚清次郎君　ただいまの御答弁に関連してでございますが、いわゆる立派な枝ぶりのいい施設をここでつくり、森林保全の傘の中で成功させますためには、やっぱり一番ここで乏しいのはそれぞれの直接的な休養の場ではなくて、インフラ、

基盤だと私は思っています。だから、これには相当の公共投資というものがそこへ出てこないといかないのじゃないか、こう思います。けさの参考人の意見もそうでござりますけれども、そこからもちょっとどうかがわれたところでございますが、その点について大臣の気構え、決意のほどをお伺いしたいと思います。

域の林業あるいは山村の整備等々にわたりまして、林野厅といたしましても全力を挙げて取り組んでまいりたい。
さしあたりましては来年度予算等々、ただいま大臣から申し上げましたように、全力を尽くして予算等の面でも頑張ってまいりたいと考えております。
○委員長(仲川幸男君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十一分散会

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、米の輸入自由化反対に関する請願（第一八二一号）（第一一八五四号）（第一九四一号）（第二〇七三号）

第一八二号 平成元年十一月四日受理

米の輸入自由化反対に関する請願
請願者 岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内九

紹介議員 ノ二八ノ一 佐藤秋子外四名
小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである

第一八五四号 平成元年十一月六日受理
米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 岩手県二戸郡一戸町小繫子西田子
三八一 中嶋寅藏外四名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第一九四一号 平成元年十一月七日受理
米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 岩手県岩手郡岩手町沼宮内三ノ一
○ 小笠原静子外四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第二〇七三号 平成元年十一月八日受理
米の輸入自由化反対に関する請願

請願者 岩手県岩手郡岩手町五日市九ノ八
四ノ一六 小田中一外四名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。